

府中市一般廃棄物処理基本計画(素案)

(第1章から第3章まで)

目次

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画の背景・目的	1
1 一般廃棄物処理基本計画とは	1
2 前回計画改定後の主な動向	1
3 計画の目的	2
第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向	2
1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針	2
2 温室効果ガスの削減	3
第3節 計画の基本事項	4
1 計画の役割と位置付け	4
2 計画期間	4
3 対象廃棄物	5
4 将来人口	5
第4節 計画の構成	6
第2章 府中市の概況	7
第1節 本市の位置・土地利用動向	7
第2節 人口・世帯動向	8
第3節 産業動向	10
第4節 まちづくりに関する計画など	11
第3章 ごみ処理の現状及び課題	12
第1節 本市のごみ処理事業	12
1 沿革	12
2 分別区分および排出方法	14
3 収集運搬の状況	17
4 中間処理・リサイクルの状況	24
5 最終処分の状況	28
6 経費について	28
7 温室効果ガス排出量	28
第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価	30
1 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況	30
第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題	33
1 排出段階における課題	33
2 収集運搬に関する課題	40
3 中間処理に関する課題	40
4 最終処分に関する課題	40
5 課題のまとめ	41
第4章 ごみ処理基本計画	42
第1節 ごみ処理基本計画の基本的な枠組み	
1 基本理念	
2 基本方針	
3 ごみ処理基本計画の目標値	
4 ごみ処理基本計画の施策体系	
第2節 2Rに重点を置いた3Rの取組の展開	

- 第3節 ライフスタイルの変革
- 第4節 各主体の役割と協働
- 第5節 安全かつ安定した処理処分の確保
- 第5章 ごみ処理基本計画の推進に向けて
 - 第1節 ごみ排出抑制・リサイクルの目標値
 - 第2節 計画推進体制
 - 第3節 PDCAによる計画推進
- 第6章 生活排水処理基本計画
 - 第1節 し尿・汚泥処理の現状
 - 1 し尿・汚泥収集人口及び世帯数の推移
 - 2 し尿・浄化槽汚泥発生量
 - 3 収集・運搬
 - 4 処理・処分
 - 第2節 生活排水処理基本計画
 - 1 し尿・汚泥処理計画
 - 2 し尿・浄化槽汚泥処理量

資料編

- 資料1 市民アンケート調査概要
- 資料2 組成分析調査
- 資料3 一般廃棄物処理システム指針等のデータ
- 資料4 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の評価シート
- 資料5 各施策の取組状況のデータ
- 資料6 ごみ減量・リサイクル目標の設定について
- 資料7 用語集

第1章 計画の基本事項

第1節 計画の背景・目的

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて市町村が策定する一般廃棄物処理計画のうち、長期的な視点に立ったごみや生活排水^{*1}の適正処理、リサイクルなどの本市の一般廃棄物処理の基本方針となる計画です。

本市における現在の一般廃棄物処理基本計画は、平成22年度に改定されました。国の方針では、一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を10～15年先におき、概ね5年ごとに見直すこととされており、本計画は、平成22年度の一般廃棄物処理基本計画策定後のごみ処理・リサイクル事業を取り巻く社会動向の変化などを踏まえ、必要な見直しを加えるものです。

2 前回計画改定後の主な動向

本市では長い間、ダストボックス^{*2}による家庭ごみの無料収集を行ってきました。ダストボックスは24時間いつでもごみを出せるという利便性がある反面、外からごみが見えないため、分別が徹底しにくく、事業者や他市からの不法投棄を招きやすいなどの課題がありました。そういった状況の中でも、市民・事業者の皆さんのご協力により、ごみ量は減少傾向にあり、リサイクル率も比較的高い水準を保ってきました。

しかしながら、市民一人あたりのごみ量では、多摩地域26市の中でも依然多く、府中市環境基本計画^{*3}で掲げた目標である「ごみ50%削減」の達成、循環型社会を実現するためには、さらなるごみの減量・リサイクルを推進することが不可欠となっていました。

このような中、平成13年10月の東京都市長会での提言や、平成17年5月に環境省が策定した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」などで、「家庭ごみの有料化導入」が提言されました。また、府中市廃棄物減量等推進審議会から、平成19年1月と平成20年5月の2回にわたり、「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」などを中心にしたごみ収集方法の見直しが必要であるとの答申書が提出されました。

市では答申を受け、ごみ収集方法変更の検討を開始し、「ごみ減量に関する市民の声を聴く会」の開催や収集方法についてのアンケート調査を市民及び事業者に対して実施し、平成21年1月「循環型社会の形成に向けたごみ改革の実施方針」をまとめ、その重点施策の一つとして「ダストボックスの撤去・家庭ごみの有料化・戸別収集の実施」を掲げました。その後、平成21年3月の市議会で、「府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」が改正され、平成22年2月に「ごみ改革」（家庭ごみの収集方法の変更：ダストボックスの撤去、家庭ごみ袋の有料化、戸別収集の実施）を行いました。

このごみ改革により、平成23年度にはごみの減量・資源化等に大きな成果を挙げましたが、その後のごみ量は横ばい状態となっており、さらなるごみの減量を進めるための施策が必要となっています。特にリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を意識した生活スタイルへの転換を図り、資源物を含めた総ごみ量の削減を図る取組が求められています。

*1 生活排水：資料編 64 ページ参照

*2 ダストボックス：資料編 64 ページ参照

*3 環境基本計画：資料編 64 ページ参照

3 計画の目的

本計画は、家庭ごみの収集方法の変更といったごみ改革を受け、できる限り環境に負担をかけず、資源を循環させる「循環型社会」の実現という目標に向け、本市がどのような施策を展開すべきかを、市民・事業者の皆さんと共有し、共に連携し合っていくための中長期指針とします。

第2節 循環型社会の形成に関する国等の動向

1 廃棄物処理法に基づく国の基本方針

国では、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を平成28年1月に改定しています。また、「一般廃棄物処理有料化の手引き」「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下、「一般廃棄物処理システム指針」という。）」、「一般廃棄物会計基準」といった市町村の取組を推進するためのツールを公表しており、本計画も、現状分析や将来指針の検討に、「一般廃棄物処理システム指針」を活用しています。

国の基本方針の概要は以下のとおりです。

(1) 一般廃棄物（ごみ）の減量化の目標

平成32年度の目標として、以下の目標を掲げています。（平成24年度比）

- ・ 排出量を約12%削減する。
- ・ 排出量に対する再生利用量の割合を約27%（約6ポイント増）とする。
- ・ 最終処分量^{*4}を約14%削減する。
- ・ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量を500g（約8%減）とする。

(2) 市町村の役割

市町村に対しては、その区域内における一般廃棄物の排出状況を適切に把握したうえで、廃棄物の排出抑制に関して、適切に普及啓発や情報提供、環境教育等に取り組む、住民の取組を促進するとともに、分別収集の推進・再生利用による適正な循環利用に努める必要があります。また、処分しなければならない廃棄物については、適正な処理・処分が求められています。このほか、以下に挙げられるような役割を担っています。

- ・ 一般廃棄物の処理において、他の市町村及び都道府県との連携等による広域的な取組の促進を図るとともに、リサイクルの推進に係る諸法等に基づく広域的な循環的利用を積極的に後押しするよう努めること
- ・ 再生利用・熱回収の効率化等の観点から、廃棄物処理施設と他のインフラとの連携等を推進するため、関係機関との連携体制の構築や、民間事業者の活用に努めること
- ・ 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討して、社会経済的に効率的な事業となるよう努めること
- ・ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の更なる推進を図ること
- ・ 分別収集区分や処理方法といった一般廃棄物処理システムの変更や新規導入を図る際に

*4 最終処分：資料編 64 ページ

は、変更や新規導入の必要性和環境負荷面、経済面に係る利点を、住民や事業者に対して明確に説明するよう努めること

- ・ 地域の実情に応じた食品循環資源の再生利用等を促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が行う再生利用等について、一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めること
- ・ 特定家庭用機器一般廃棄物のうち小売業者が引取義務を負わないもの、使用済小型電子機器等及び水銀使用製品が廃棄物となったものについて、回収体制の構築や住民への普及啓発・周知徹底を行うよう努めること
- ・ 他の地方公共団体や関係主体と連携・協働して、地域循環圏の形成に努めること
- ・ 災害時においても適正かつ円滑・迅速な処理体制が確保されるよう、職員の人材育成等に努めること

(3) 一般廃棄物の処理体制の確保

市町村が一般廃棄物処理計画を策定するにあたっては、循環型社会の実現のために必要な施策を踏まえたものとし、中長期的な一般廃棄物の発生量及び質の変化と整合の取れたものとする事としてしています。

また、廃棄物処理にあたっては、焼却処理量、最終処分量及びダイオキシン^{*5}類の発生量が抑制されるよう配慮することを求めています。例えば、プラスチック類については、まず発生抑制を、次に容器包装リサイクル法などによる再生利用を推進し、それでもなお残った廃プラスチック類については一定以上の熱回収率を確保しつつ熱回収を行うこととしています。

2 温室効果ガス^{*6}の削減

1992年（平成4年）のリオ・デ・ジャネイロにおける地球サミット^{*7}以来、地球環境問題への国際的な取組は着々と進み、平成17年2月16日に京都議定書が発効されました。我が国は、平成24年までに平成2年比で6%の温室効果ガス排出量削減を行うことが国際的な約束となっていますが、平成19年の温室効果ガス排出量は二酸化炭素に換算して約13億7,400万トンであり、基準年度比で9%増加しているのが現状です。廃棄物の焼却など、ごみ処理で直接発生する二酸化炭素排出量は、全体の3%程度に過ぎませんが、ごみの元になっているのは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムです。このままの生活を続けることは二酸化炭素の大量排出につながるため、ごみの少ない社会、生活スタイルの構築に向け、地方自治体でもより一層の取組を進めなければなりません。

国においては、平成17年に「京都議定書目標達成計画」を策定し、産業や家庭、運輸といった各部門の対策を進めています。特に廃棄物については、3R^{*8}（リデュース・リユース・リサイクル）の推進による温暖化対策を、すべての主体に求めています。

*5 ダイオキシン：資料編 64 ページ参照

*6 温室効果ガス：資料編 63 ページ参照

*7 地球サミット：資料編 65 ページ参照

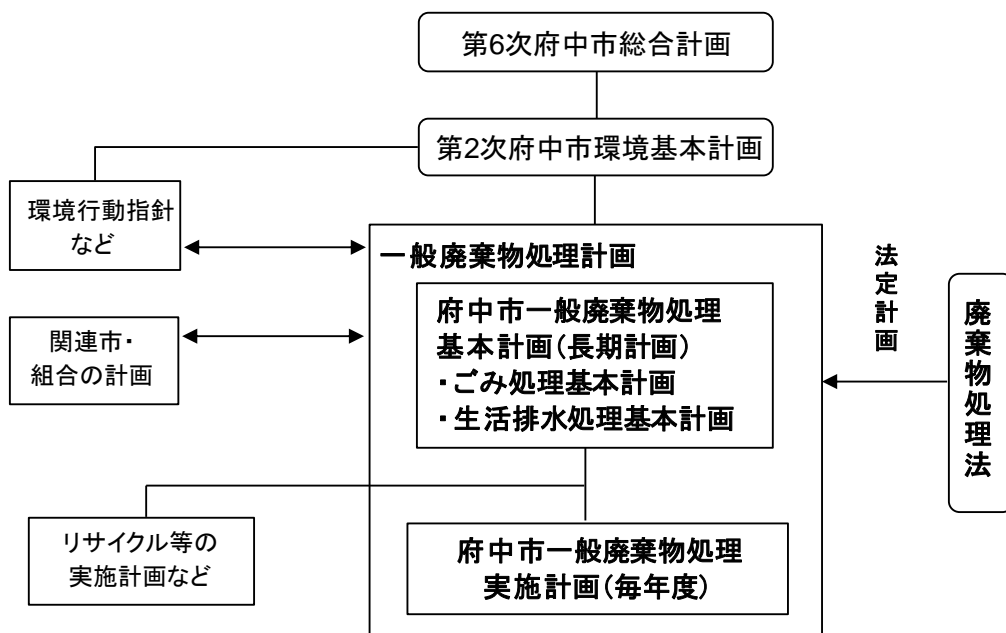
*8 3R：資料編 64 ページ参照

第3節 計画の基本事項

1 計画の役割と位置付け

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する一般廃棄物処理計画のうち、毎年度の一般廃棄物処理実施計画とともに策定される計画で、ごみに関するごみ処理基本計画と生活排水に関する生活排水処理基本計画で構成しています。また、市の計画の中では、本計画は「第6次府中市総合計画」（平成26～33年度）及び「第2次府中市環境基本計画」（平成26～34年度）を上位計画としています。

なお、本計画の策定にあたっては、近隣市の一般廃棄物処理計画及び東京たま広域資源循環組合の計画との整合・調和を図るものとします。

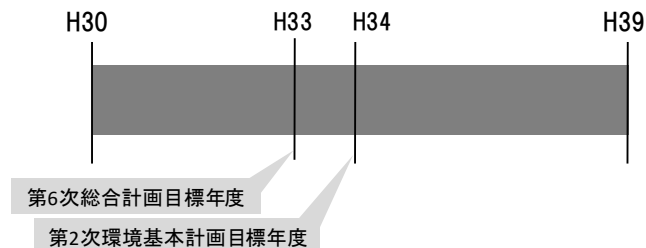


図表 1-2 府中市一般廃棄物処理基本計画の位置付け

2 計画期間

本計画の期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。なお、第6次総合計画の目標年度は平成33年度、第2次環境基本計画の目標年度は平成34年度となっています。

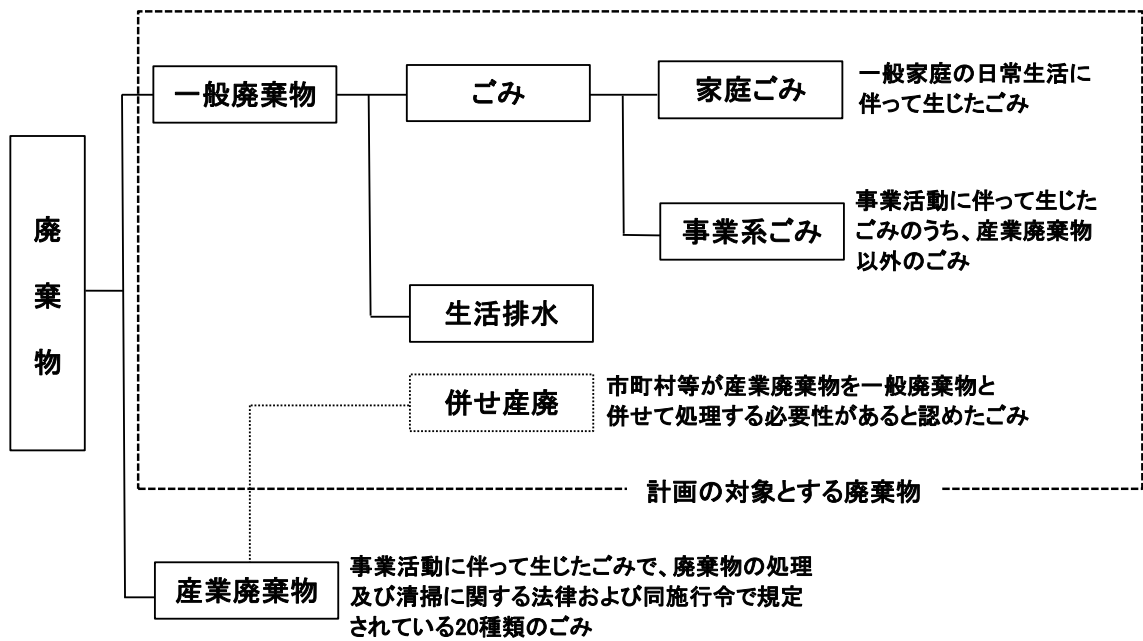
本計画は計画の進捗状況や社会情勢に応じ、概ね5年毎を目途に見直しを図るものとします。



図表 1-3 計画期間と目標年度

3 対象廃棄物

本計画は市内で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とします。



図表 1-4 対象廃棄物

4 将来人口

将来人口については、・・・

総合計画の数値を使用予定（現在策定中）

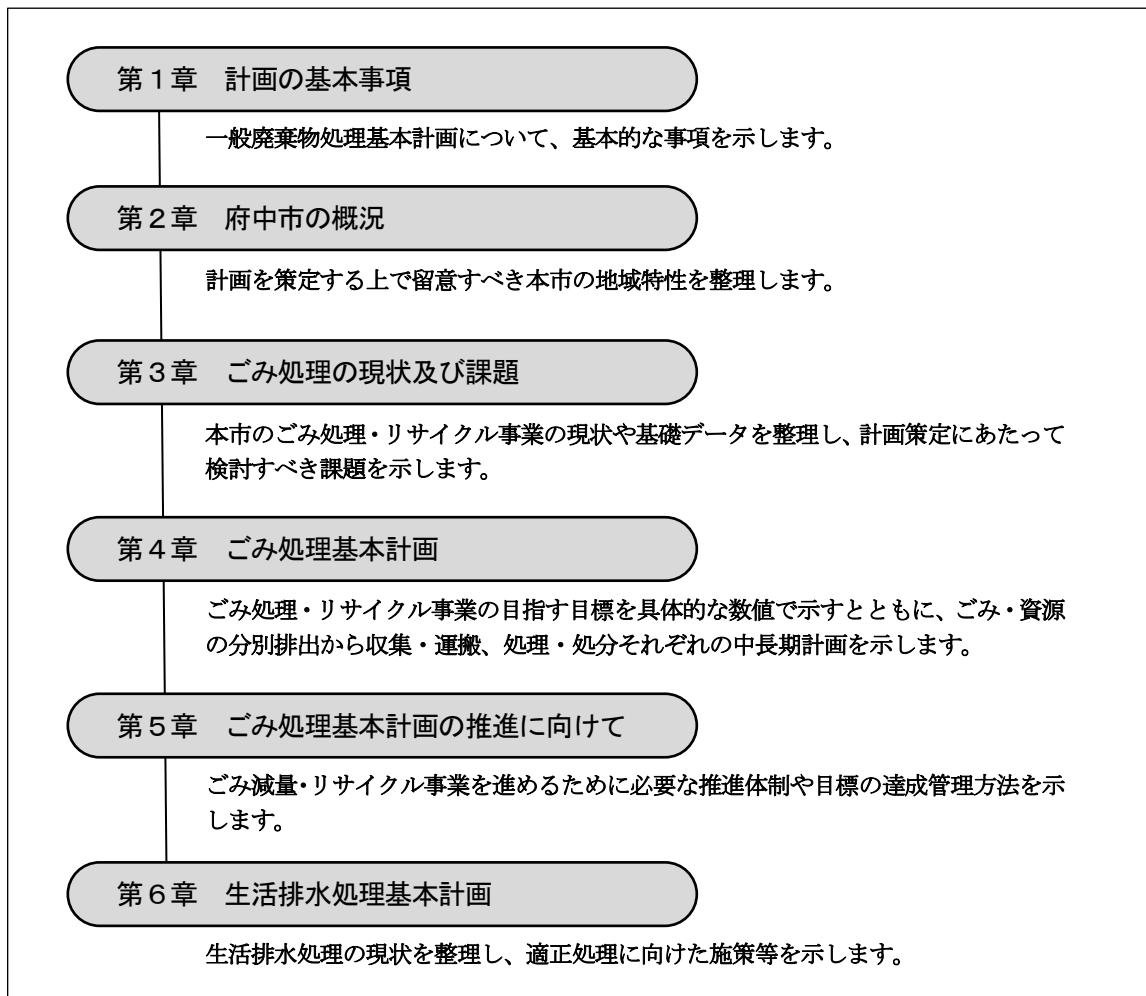
第4節 計画の構成

計画書の構成を図表 1-6 に示します。

本章では、計画の背景・目的、目指す都市像、計画の基本事項などを述べてきましたが、続く第2章・第3章では、本市の地域的な特性やごみ処理システムの現状と課題を管理したうえで、検討すべき課題を整理します。第4章ではごみ処理・リサイクル事業の目指す目標を具体的な数値として示し、これに向けたごみ・資源の分別排出から処理・処分に至る基本計画を示します。

第5章では、市民・事業者・行政の連携、協働による計画推進体制と、目標の達成管理方法を示します。

第6章は生活排水の基本計画を示します。



図表 1-6 計画の構成

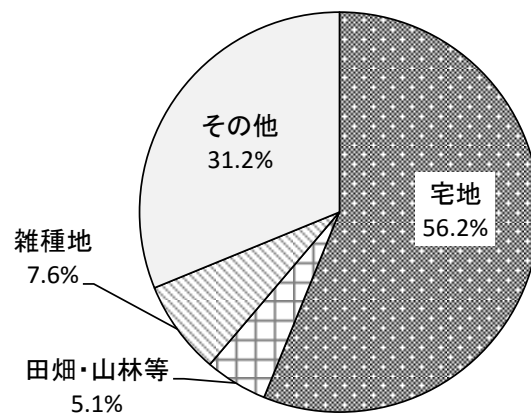
第2章 府中市の概況

第1節 本市の位置・土地利用動向

府中市は東京都のほぼ中央、副都心新宿から西方約22kmの距離に位置し、面積は29.43km²、東西に8.75km、南北に6.70kmと多摩地域では7番目の大きさの市です。東は調布市、西は国立市、南は日野市、多摩市、稲城市、北は小金井市、国分寺市と接しています。江戸時代には甲州街道の宿場町として栄え、明治以降は郡役所が置かれるなど、多摩地域の中心として歴史的役割を担ってきました。現在も大規模な工場が立地するほか、都心への通勤にも便利なことから、宅地の割合が56.2%と高くなっています。



図表 2-1 本市の位置



資料：平成27年版府中市統計書

図表 2-2 土地利用の状況

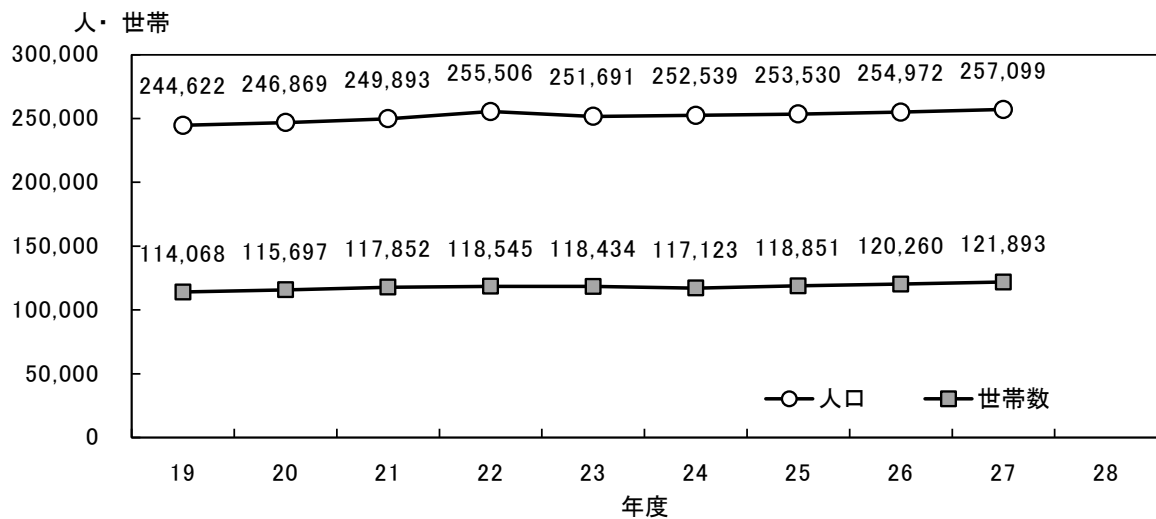
第2節 人口・世帯動向

本市の人口は、平成22年度に25万人を超え、平成27年10月1日現在257,099人、世帯数は121,893世帯と、人口・世帯数とともに増加傾向にあります。

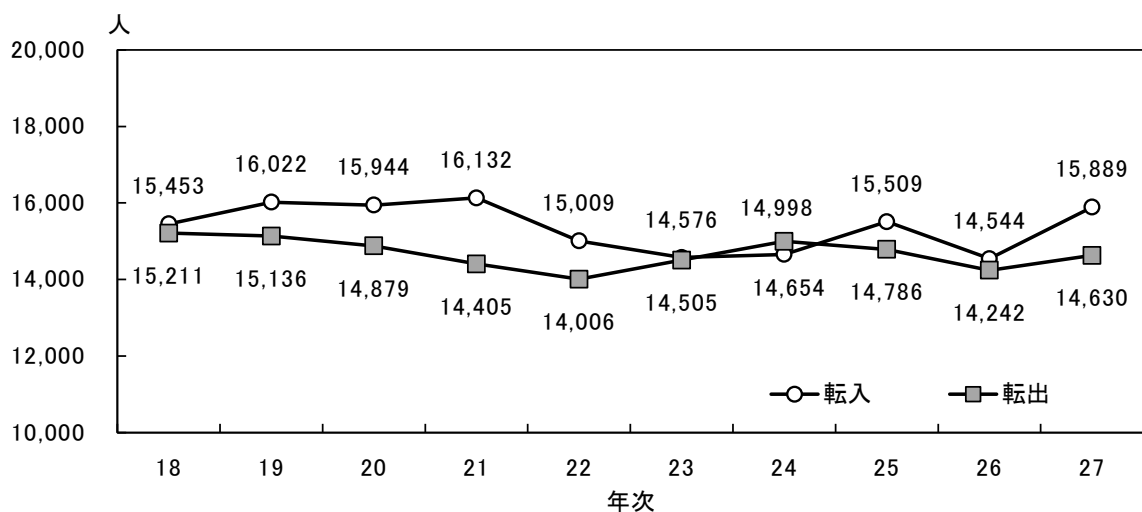
図表2-4にみるように、年間1万5千人前後の転出入者があり、転出者より転入者が多い傾向がみられます。

本市の年齢別人口構成は、40～44歳にピークがある中膨れ型になっています。15歳未満の人口は全人口の約13.7%、65歳以上の人口は20.8%となっており、少子・高齢化が今後も進むものと考えられます。

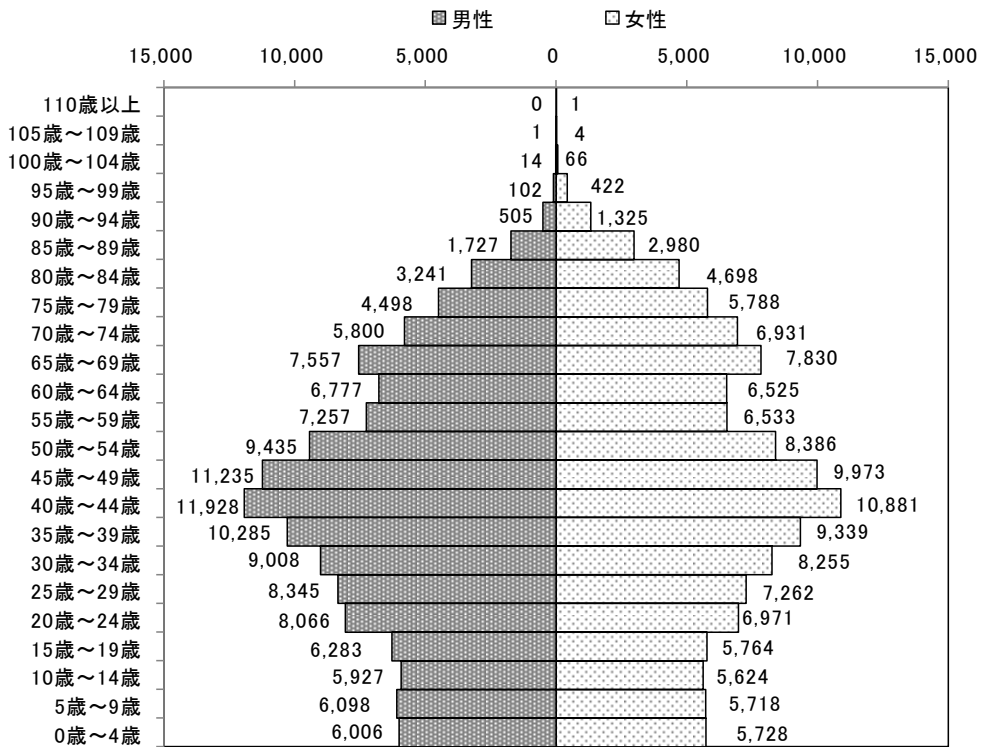
世帯人員別の世帯数割合は、1人世帯が42.4%と最も多く、次いで2人世帯が23.7%、3人世帯が16.5%となっています。平成26年1月1日現在の平均世帯人数は約2.1人です。国勢調査によると、全世帯の64.7%は共同住宅に住んでおり、5階以下の低層共同住宅の居住世帯が約44.0%、5階以上の中高層共同住宅の居住世帯が約20.7%となっています。



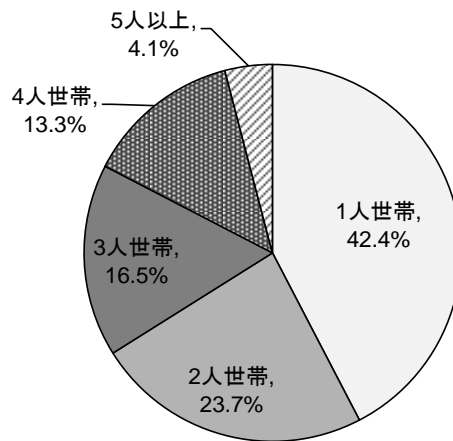
図表 2-3 人口・世帯数の推移



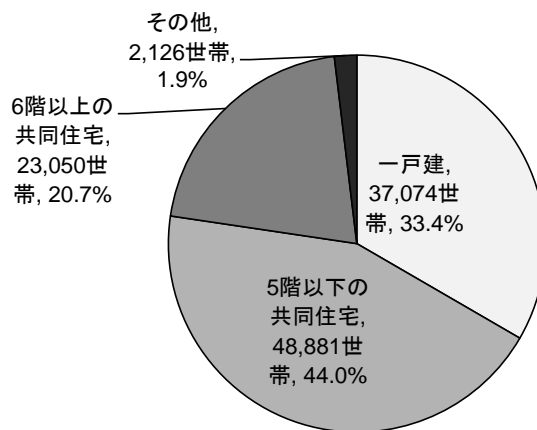
図表 2-4 社会動態人口（他地域からの転入・転出）



図表 2-5 年齢別男女別人口（平成 27 年 10 月 1 日現在 住民基本台帳）



図表 2-6 世帯人員別の世帯数割合（平成 26 年 1 月 1 日現在）

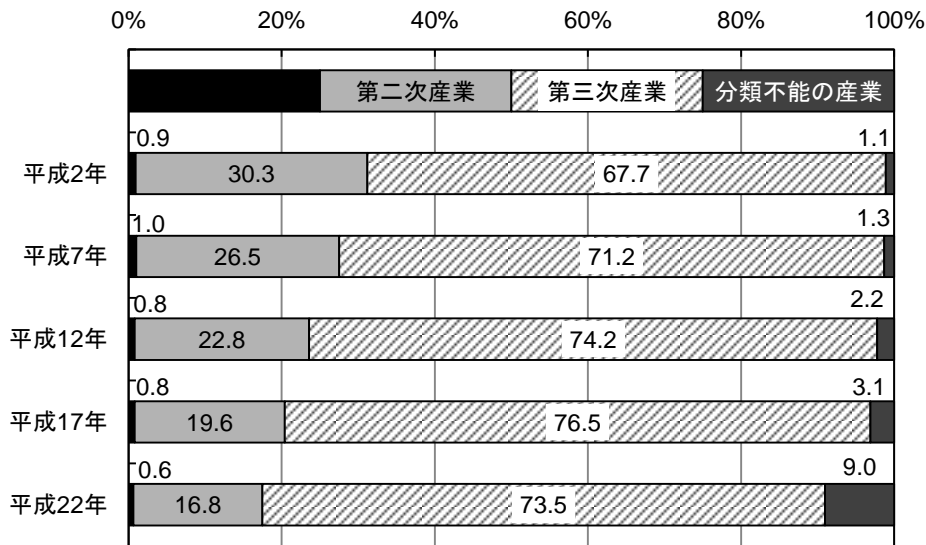


図表 2-7 居住形態別の世帯数割合

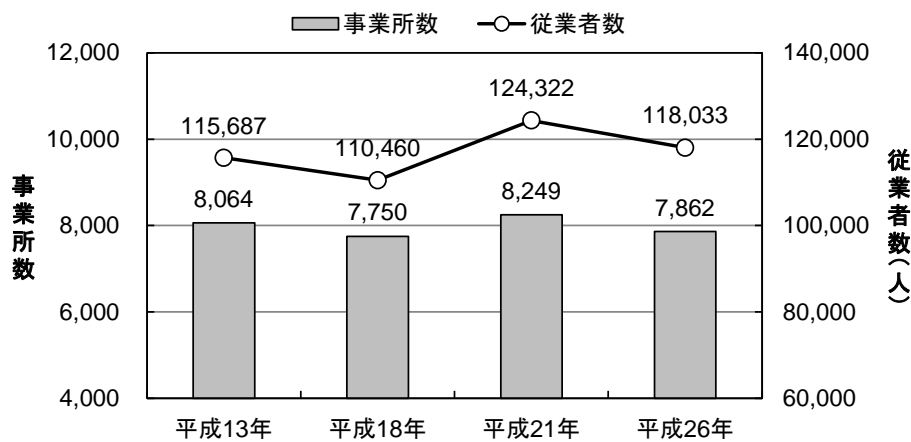
第3節 産業動向

本市では、第三次産業の人口割合が最も多く、平成22年度は73.5%となっています。第二次産業は、平成2年から平成22年の間に10%以上減少しています。また、第一次産業の割合は1%以下と少なく、さらに減少する傾向にあります。

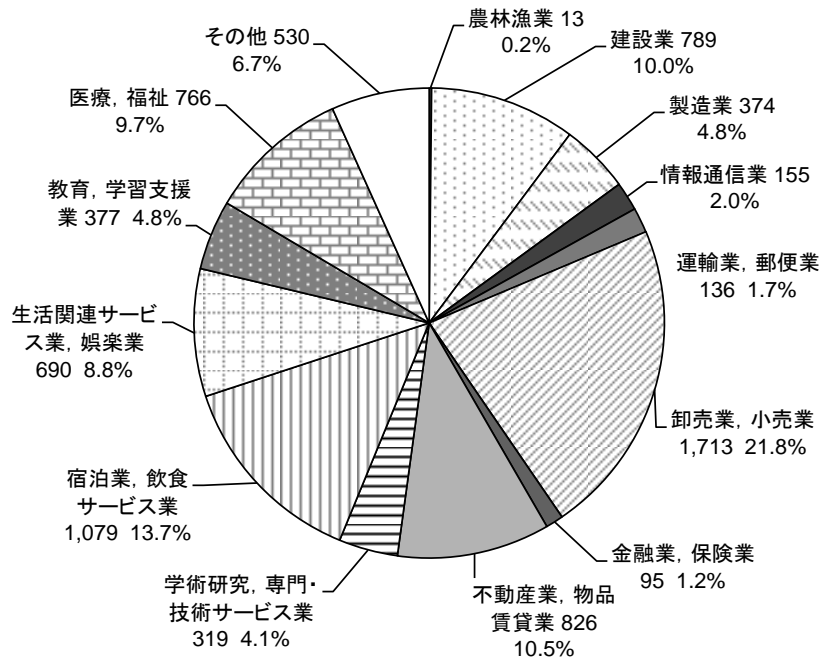
市内の事業所数は、平成26年現在で7,862事業所となっており、平成21年に増加がみられたものの、再び減少しています。業種別にみると、最も多い卸売業、小売業が21.8%、次いで宿泊業、飲食サービス業が13.7%となっています。



図表 2-8 産業人口別割合の推移



図表 2-9 事業所数・従業者数



図表 2-10 事業所の産業分類別内訳

第4節 まちづくりに関する計画など

本市の総合計画については、平成26年度から平成33年度を計画期間とする「第6次府中市総合計画」が平成25年10月に策定されています。総合計画では、「みんなで創る 笑顔あふれる 住みよいまち ～みどり・文化・にぎわいのある洗練された都市を目指して～」を都市像としており、基本目標の一つには「安全で快適に暮らせる持続可能なまち」が掲げられています。循環型社会の形成に係る施策としては、「ごみ減量化・資源化の推進」、「ごみの適正処理の推進」があり、前期計画（平成26～29年度）における施策指標とその目標値として、図表2-11に示す5項目が定められています。

また、平成26年3月に策定された「府中市第2次環境基本計画」（計画期間：平成26年度から平成34年度）では、望ましい環境像として「人も自然もいきいきする環境都市・府中」を掲げています。この計画は、本市における環境保全に係る施策の基本的事項を定めるとともに、第6次総合計画に示された施策を環境面から具体化し、支えていく計画となっています。

指 標	平成29年度 目標値
ごみ減量化・資源化の推進	
ごみの減量やリサイクルに取り組んでいる市民の割合	93%
市民1人当たりのごみ・資源の排出量	595g/日
ごみの適正処理の推進	
最終処分場への搬入量	1,800t
市民1人当たりの多摩川衛生組合への搬入量	430g/日
市民1人当たりのリサイクルプラザへの搬入量	135g/日

図表 2-11 総合計画における指標と目標値

第3章 ごみ処理の現状及び課題

第1節 本市のごみ処理事業

1 沿革

本市の家庭ごみについては、燃やすごみは昭和43年から、燃やさないごみは昭和46年から市全域でダストボックス収集を行ってきました。一方、リサイクルについては、自治会等の集団回収への支援を中心に進めてきましたが、平成に入り、びん、缶、紙類、布類などをダストボックス脇で分別収集したり、ペットボトルやトレイの拠点回収を開始しました。また、容器包装リサイクル法の施行に伴い、平成18年以降はプラスチックも分別収集の対象としました。

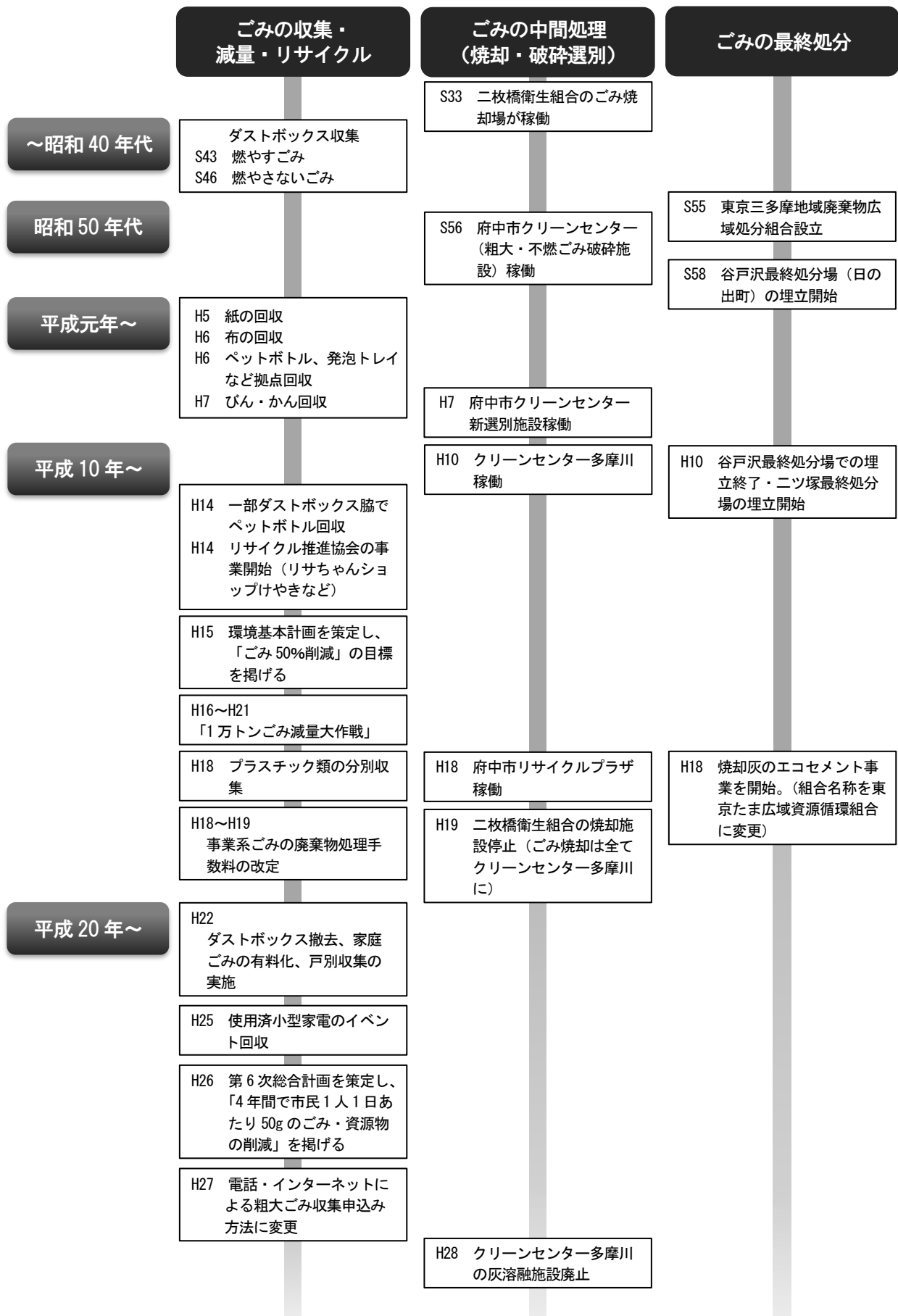
事業系ごみの燃やすごみについては、市が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下、「許可業者」という。）による収集、もしくは事業者自らがクリーンセンター多摩川へ直接搬入することとなっています。なお、ごみの排出量が1日10kg未満の事業者（以下、「少量排出事業者」という。）については、市に事前登録した場合において、市指定の事業系有料袋で市の収集に出すことができます。

平成16年から5年間で1万トンのごみ減量を目指す「1万トンごみ減量大作戦」を実施し、駅前やスーパー等の店頭でのキャンペーン活動など、様々な取組を展開した結果、平成21年度には平成13年度比で9,300トンのごみの減量を実現しました。

同時に、ダストボックス収集のあり方についても、市民・事業者・学識者が参加する「府中市廃棄物減量等推進審議会」での審議を経て、平成22年2月にダストボックスの撤去と併せ、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度を変更しました。この家庭ごみの収集方法変更に伴い、少量排出事業者についても、排出場所を特定するために登録制とし平成22年7月からは従来の「燃やすごみ」に加え、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」についても市指定の有料袋による収集を開始しました。

さらに、リサイクル推進に向け、使用済み小型家電のイベント回収（平成25年10月～）、羽毛布団のリサイクル（平成25年12月～）、陶磁器・ガラスのリサイクル（平成27年4月～）、生ごみ資源循環型モデル事業（平成27年12月～平成29年3月）などに取り組んでいます。

また、平成25年度を目標年度とした前環境基本計画の重要施策であった「10年間でごみ50%削減」については、目標の達成とはなりませんでしたが、37.1%の削減効果が得られました。翌年の平成26年度以降については、第6次総合計画の中で、ごみ減量・3Rの推進の目標として、平成26年度から平成29年度の4年間で、ごみ・資源物を含めた総ごみ量の「市民1人1日あたり50グラムの削減」を掲げており、平成27年度実績は631グラムとなっています。目標達成に向けては、より一層の取組の推進が求められます。



図表 3-1 沿革

2 分別区分および排出方法

(1) 家庭ごみ

ア 分別区分

平成 28 年度末時点での家庭ごみの分別区分は図表 3-2 のとおりです。

分別区分	主な対象
燃やすごみ	生ごみ/割りばしなどの木製品/ティッシュなどの汚れた紙/レシート(感熱紙)/裏が銀色・茶色の紙/パック/紙コップ・ヨーグルト・アイス等防水加工がされている紙容器/洗剤の紙箱 など
燃やさないごみ	プラスチック製品(プラマークがついていないもの)/プラスチックのおもちゃ/CD/DVD/金属製品/ゴム製品/ガラス/茶わん/白熱電球 など
容器包装 プラスチック	食品トレイ/惣菜のパック/お菓子の袋/シャンプーなどのボトル類/発泡スチロール などプラマークのあるもの
粗大ごみ	最大辺(品物の最も長い1辺)が40センチメートル(電気製品は30センチメートル、棒状のものは80センチメートル)以上のもの
雑誌・雑がみ	雑誌/本/パンフレットなどチラシ類/包装紙/ティッシュやお菓子の紙箱/トイレトペーパーの芯/シュレッダーした紙 など
紙パック	紙パック
新聞	新聞/折り込みチラシ
段ボール	段ボール
古布	衣類/タオル/タオルケット/薄手のカーテン など
びん	飲食料用のびん/化粧びん
かん	飲食料用のかん
ペットボトル	飲料・酒類・特定の調味料(しょう油やめんつゆなど)のペットボトル
有害ごみ	蛍光灯/電球型蛍光ランプ/乾電池/水銀体温計など水銀を含むもの
危険ごみ	ライター/スプレー缶などガスが含まれるもの/小型充電式家電・充電式電池
おむつ	子供用・介護用などのおむつ
落ち葉・下草	45リットルまでの大きさの袋に入れたもの
せん定した枝	個人で自宅の庭木などをせん定した枝(一本の直径が5センチメートル未満)
家庭廃食用油	家庭で使用した食用油
使用済みはがき	はがき/封筒

図表 3-2 家庭ごみの分別区分

イ 排出方法

燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックの3品目については、市指定の有料袋での排出となっています。各品目の袋の大きさと料金は図表3-3のとおりです。平成22年12月からは燃やさないごみ(SS)、容器包装プラスチック(SS、S)の容量の小さな袋の販売も開始しています。

単位:円/枚

	5リットル (SS袋)	10リットル (S袋)	20リットル (M袋)	40リットル (L袋)
燃やすごみ	10	20	40	80
燃やさないごみ	10	20	40	80
容器包装プラスチック	5	10	20	40

図表 3-3 家庭ごみの袋の大きさと料金

市指定の有料袋で回収する3品目を含め、排出方法は図表3-4のとおりです。平成29年3月より「小型充電式電池」及び「充電式電池を取り外せない小型家電(30cm未満)」は「危険ごみ」として排出方法が変更となっています。

分別区分	排出方法
燃やすごみ	市指定有料袋(緑色)
燃やさないごみ	市指定有料袋(オレンジ色)
容器包装プラスチック	市指定有料袋(ピンク色)
粗大ごみ	有料の粗大ごみシールを貼付 ※府中市リサイクルプラザへの直接搬入も可(1世帯あたり1日10点まで)
雑誌・雑がみ	雑誌: ひもで十字に縛る 雑がみ: 雑誌に挟むか、紙袋に入れひもで十字に縛る シュレッター紙: 紙袋又は透明・半透明の袋(45リットルまで)
紙パック	ひもで十字に縛る
新聞	
段ボール	
古布	透明・半透明の袋(45リットルまで)に入れひもで十字に縛る
びん	かごなどの容器
かん	
ペットボトル	
有害ごみ	カゴなどの容器または透明・半透明の袋
危険ごみ	
おむつ	透明・半透明の袋(「燃やすごみ」の収集日に排出)
落ち葉・下草	
せん定した枝	粗大ごみコールセンターへ事前申込み ※5束まで無料 (1束は長さ60センチメートル、直径30センチメートル以内)
家庭廃食油	各文化センターへ持込み
使用済みはがき	市役所、各文化センター、グリーンプラザ分館へ持込み

図表 3-4 家庭ごみの排出方法

ウ 市で収集しないごみ

以下のごみについては、市の収集対象とせず、販売店や専門の処理業者へ処理を依頼する事となっています。

- (ア) 家電 6 品目（小売店などに処理を依頼）
家電リサイクル法の対象である洗濯機・テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機
- (イ) パソコン（メーカーなどに処理を依頼）
資源有効利用促進法に基づきメーカーで処理が義務付けられているパソコン本体、ディスプレイ
- (ウ) オートバイ・原動機付自転車（廃棄二輪車取扱店などに処理を依頼）
- (エ) 適正処理が困難な物（処理業者などに処理を依頼）
プロパンガスボンベ、車・オートバイの部品、土砂・コンクリート、ピアノ、建築資材、バッテリー、消火器、廃油、たたみ、ブロックなど

(2) 事業系ごみ

事業系ごみ（事業系一般廃棄物）の処理は、自己処理が原則です。許可業者へ処理を委託するか、クリーンセンター多摩川へ自己搬入することとなります。自己搬入した場合の事業系ごみの処理手数料は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例に基づき、42 円/kg となっています。

分別区分は、基本的に家庭ごみと同じです（粗大ごみ、古布、有害ごみ、危険ごみ、おむつ、落ち葉・下草、せん定した枝葉、家庭廃食用油を除く）。

少量排出事業者については、市に事前登録をした事業者のみ、燃やすごみ、燃やさないごみ、容器包装プラスチックについて、事業系有料袋を使用し、市の収集へ排出することができます。

単位：円/枚

	23リットル (M袋)	45リットル (L袋)
燃やすごみ	120	250
燃やさないごみ	120	250
容器包装プラスチック	120	250

図表 3-5 事業系ごみの袋の大きさ・価格

3 収集運搬の状況

(1) 収集体制

平成 28 年度末現在の分別区分ごとの収集主体、収集方法、収集頻度を図表 3-6 に示します。

収集主体は、すべて委託収集となっています。

収集頻度は、燃やすごみが週 2 回、容器包装プラスチック・紙パック・古布が週 1 回となっています。粗大ごみ、せん定した枝については申込制となっており、指定日の収集となります。その他の品目は図表のとおりです。

収集日や排出方法等の周知は、毎年全戸配布される「ごみ・資源の出し方カレンダー」で行っています。

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	備考
燃やすごみ	委託	パッカー車による収集 戸建住宅：戸別収集 集合住宅：ステーション収集	週に2回	おむつ、落ち葉・下草類も同時収集
おむつ			週に2回	
落ち葉・下草			週に2回	
燃やさないごみ			2週に1回	
容器包装プラスチック			週に1回	
雑誌・雑がみ			2週に1回	
紙パック			週に1回	
新聞			4週に1回	
段ボール			2週に1回	
古布			週に1回	
かん			平ボディー車による収集	各2週に1回
ペットボトル				
びん				
有害ごみ		委託	ダンブ車による戸別収集	各4週に1回
危険ごみ				
粗大ごみ	委託・持込	ダンブ車による戸別収集	申込制、指定日収集	
せん定した枝				
家庭廃食油	委託	ダンブ車による拠点回収	月に1回	

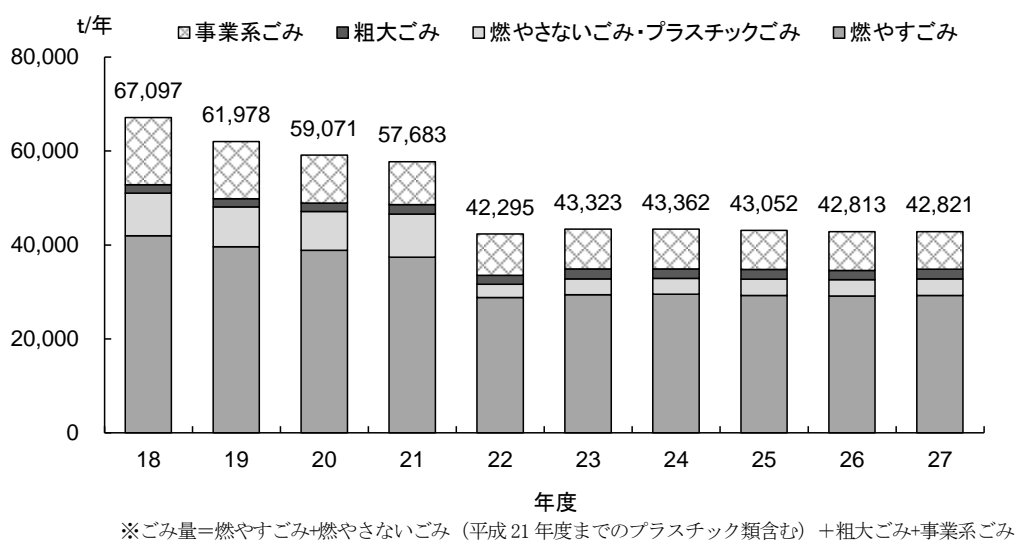
図表 3-6 ごみ・資源の収集体制

(2) 収集量の実績

ア ごみ量

本市のごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、事業系ごみ）の推移は図表 3-7 のとおりです。ごみ量は平成 17 年度にピークとなって以降減少し、平成 27 年度のごみ量は 42,821 トンとなっています。特に、平成 22 年度はダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集の開始により大きく減少しました。しかし、その後は 4 万 2 千トンから 4 万 3 千トンで推移しており、減量が進んでいない状況です。

総合計画に掲げた「10 年間でごみの 50%削減」の目標は、このごみ量を用いており、平成 25 年度までに 25,343 トンの減量をしましたが、減量率は 37.1%と達成には至りませんでした。



図表 3-7 ごみ量の推移

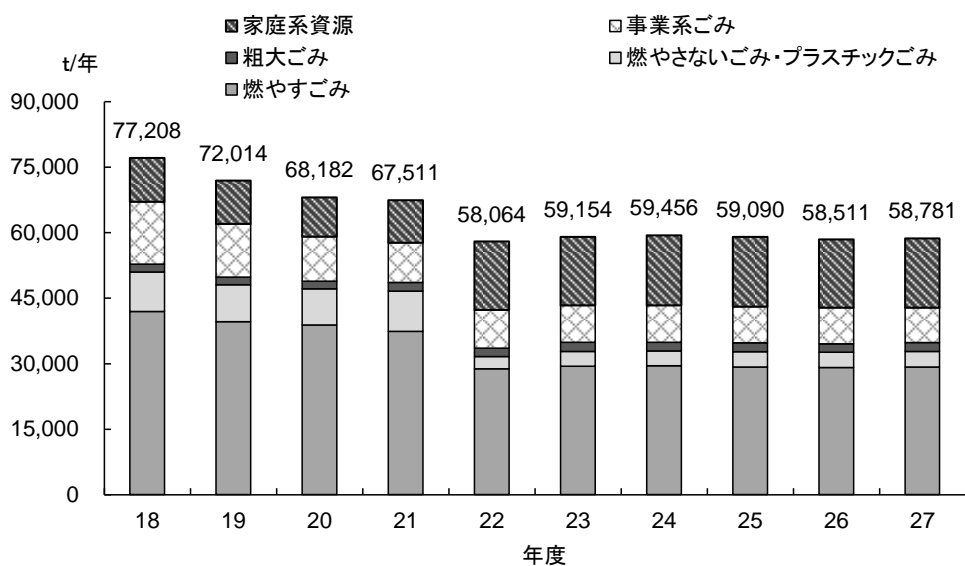
イ 総ごみ量

本計画では、燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、事業系ごみに資源を加えた量を総ごみ量と呼びます。

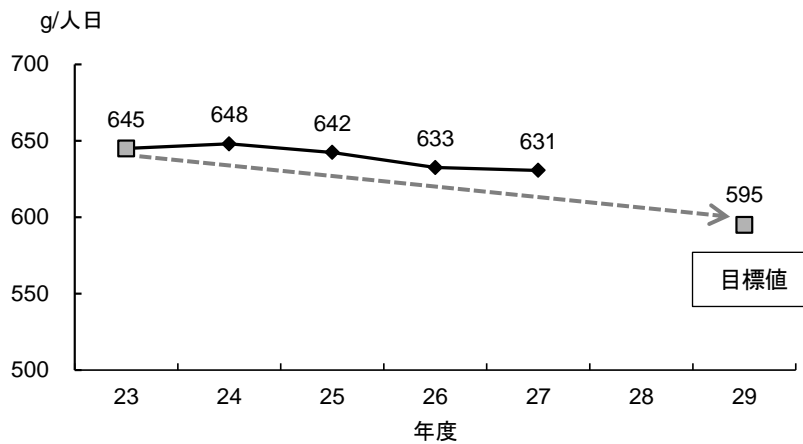
本市の総ごみ量の推移を図表 3-8 に示します。

平成 22 年度以降はプラスチック類から分別を変更し、容器包装プラスチックを資源として回収するなど家庭系資源物の収集量が増加しましたが、近年はいずれのごみも横ばい傾向にあります。

また、平成 23 年度を基準年として、平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間で「市民 1 人 1 日あたりの総ごみ量 50 グラム削減」を掲げており、平成 27 年度は 631g/人日となっています。



図表 3-8 総ごみ量の推移



1人1日あたり排出量については、各年4月1日現在の人口で作成

図表 3-9 1人1日あたり総ごみ量の推移

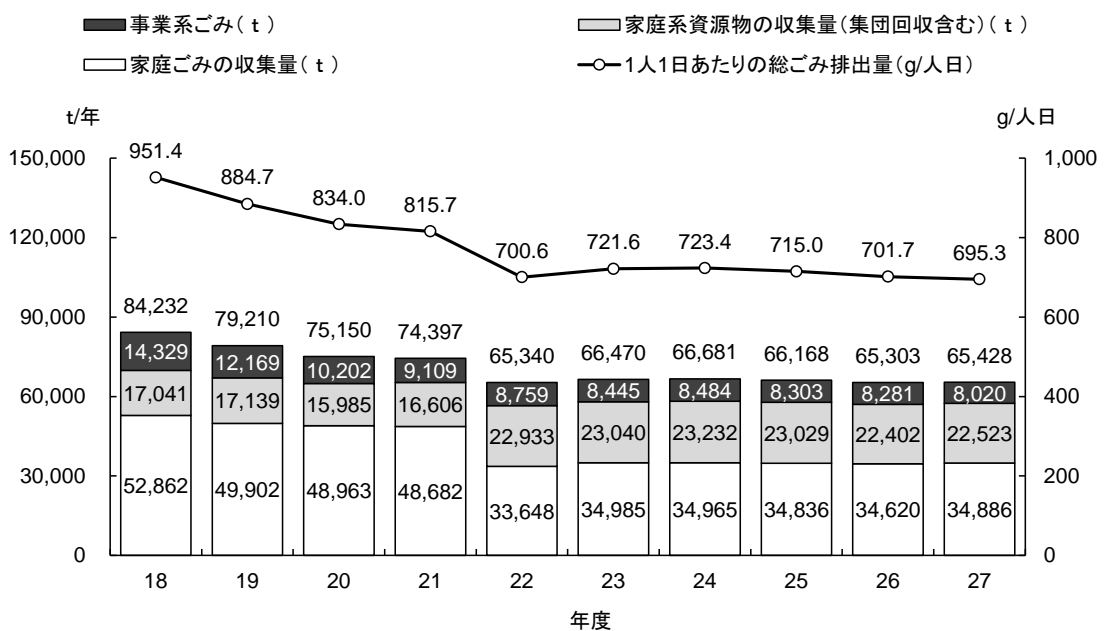
ウ 総ごみ排出量

前項の総ごみ量（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、有害ごみ、事業系ごみ、資源）にさらに集団回収を加えた量を総ごみ排出量と呼びます。

本市の総ごみ排出量の推移を図表 3-10 に示します。

集団回収を含む家庭系資源物の収集量は平成 22 年度以降増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

1人1日あたりの総ごみ排出量をみると、平成 23～24 年度は増加しましたが、再び減少傾向に変わり、平成 27 年度には 695.3g/人日となっています。



1人1日あたり総ごみ排出量については、各年10月1日現在の人口で作成

図表 3-10 総ごみ排出量の推移

単位：t

年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
家庭ごみ	燃やすごみ	41,917	39,615	38,849	37,369	28,821	29,410	29,506	29,247	29,118	29,235
	燃やさないごみ	6,101	2,601	2,614	3,285	2,787	3,356	3,360	3,478	3,482	3,524
	プラスチック類	2,969	5,845	5,657	5,920						
	粗大ごみ	1,781	1,748	1,749	2,000	1,928	2,112	2,012	2,024	1,932	2,042
	有害ごみ	94	93	94	108	112	107	87	87	88	85
	小計	52,862	49,902	48,963	48,682	33,648	34,985	34,965	34,836	34,620	34,886
家庭系資源	古繊維	706	784	755	891	994	1,156	1,059	1,031	1,030	1,095
	新聞	1,760	1,579	1,155	1,098	1,008	842	922	931	864	951
	雑誌	2,402	2,266	1,863	2,430	4,398	4,396	4,363	4,462	4,300	4,309
	段ボール	1,593	1,593	1,602	1,613	1,267	1,281	1,480	1,517	1,518	1,578
	紙バック	14	12	10	21	78	71	64	60	57	57
	びん	2,067	2,138	2,125	2,180	2,023	2,024	2,012	2,031	2,034	2,063
	かん	811	798	763	752	672	653	676	660	638	622
	容器包装プラスチック					4,452	4,494	4,507	4,331	4,263	4,306
	ペットボトル	578	693	680	679	758	800	837	847	828	821
	油	6	7	6	7	6	6	6	6	6	7
	トレイ	9									
	生ごみ	71	73	58	47						
	はがき				2	2	2	2	2	2	2
剪定枝							78	73	70	65	
	小計	10,017	9,943	9,017	9,721	15,657	15,724	16,007	15,952	15,609	15,876
事業系燃やすごみ		14,329	12,169	10,202	9,109	8,759	8,445	8,484	8,303	8,281	8,020
集団回収		7,024	7,196	6,968	6,885	7,276	7,316	7,225	7,077	6,793	6,647
総排出量		84,232	79,210	75,150	74,397	65,340	66,470	66,681	66,168	65,303	65,428

図表 3-11 総ごみ排出量の推移詳細（年間）

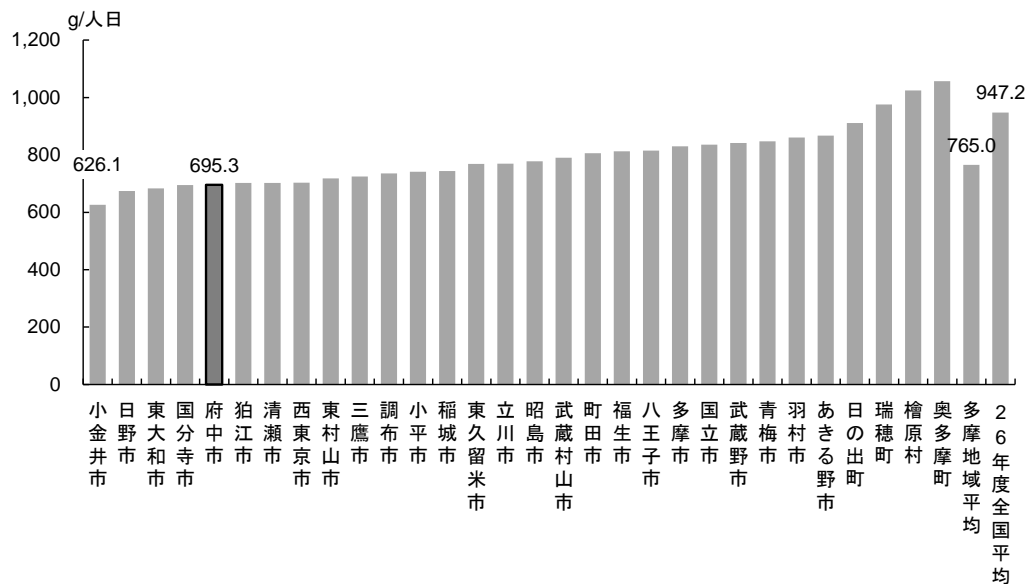
単位：g/人日

年度		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
人口（人）		242,563	244,622	246,869	249,893	255,506	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099
家庭ごみ	燃やすごみ	473.4	442.5	431.1	409.7	309.0	319.3	320.1	316.1	312.9	310.7
	燃やさないごみ	68.9	29.1	29.0	36.0	29.9	36.4	36.5	37.6	37.4	37.4
	プラスチック類	33.5	65.3	62.8	64.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	粗大ごみ	20.1	19.5	19.4	21.9	20.7	22.9	21.8	21.9	20.8	21.7
	有害ごみ	1.1	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2	0.9	0.9	1.0	0.9
	小計	597.0	557.4	543.3	533.7	360.8	379.8	379.3	376.5	372.0	370.7
家庭系資源	古繊維	8.0	8.8	8.4	9.8	10.7	12.5	11.5	11.1	11.1	11.6
	新聞	19.9	17.6	12.8	12.0	10.8	9.1	10.0	10.1	9.3	10.1
	雑誌	27.1	25.3	20.7	26.6	47.2	47.7	47.3	48.2	46.2	45.8
	段ボール	18.0	17.8	17.8	17.7	13.6	13.9	16.1	16.4	16.3	16.8
	紙バック	0.2	0.1	0.1	0.2	0.8	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6
	びん	23.3	23.9	23.6	23.9	21.7	22.0	21.8	22.0	21.9	21.9
	かん	9.2	8.9	8.5	8.2	7.2	7.1	7.3	7.1	6.9	6.6
	容器包装プラスチック	0.0	0.0	0.0	0.0	47.7	48.8	48.9	46.8	45.8	45.8
	ペットボトル	6.5	7.7	7.5	7.4	8.1	8.7	9.1	9.2	8.9	8.7
	油	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	トレイ	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	生ごみ	0.8	0.8	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	はがき	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
剪定枝	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.8	0.7	0.7	
	小計	113.2	111.0	100.1	106.5	167.9	170.7	173.7	172.4	167.7	168.7
事業系燃やすごみ		161.8	135.9	113.2	99.9	93.9	91.7	92.0	89.7	89.0	85.2
集団回収		79.3	80.4	77.3	75.5	78.0	79.4	78.4	76.5	73.0	70.6
総排出量		951.3	884.7	833.9	815.7	700.6	721.6	723.4	715.0	701.7	695.3

図表 3-12 1人1日あたりの総ごみ排出量の推移詳細

平成 27 年度における多摩地域 30 市町村の 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量を図表 3-13 に示します。本市は 695.3g/人日で、多摩地域の中では 5 番目に少なく、多摩地域平均を下回っています。この 1 人 1 日あたり総ごみ排出量は、事業系ごみや市で収集した資源、集団回収も含んだ排出量です。

平成 21 年度の実績では多摩地域で 12 番目、815.7g/人日でしたが、その後にダストボックスの撤去、家庭ごみの有料化、戸別収集へと制度変更が行われたことや「10 年間でごみ 50% 削減」への取組の効果が表れたと考えられます。



図表 3-13 多摩地域各市町村の 1 人 1 日あたりの総ごみ排出量

(3) 集団回収の状況

平成 28 年度末現在の集団回収に対する奨励金、補助金の交付金額を図表 3-14 に示します。

平成 23 年度に金額の変更があり、実施団体に対する奨励金のうち、紙パックが 8 円/kg から 10 円/kg に、再生資源取扱業者に対する補助金は、1 円/kg から 2 円/kg (古繊維、古紙類、紙パック)、1 円/本から 2 円/本 (びん類) にそれぞれ増額されました。

対象	実施団体に対する奨励金	再生資源取扱業者に対する補助金
古繊維	10円 /kg	2円 /kg
古紙類	10円 /kg	2円 /kg
古鉄類	10円 /kg	2円 /kg
びん類	10円 /本	2円 /本
紙パック	10円 /kg	2円 /kg

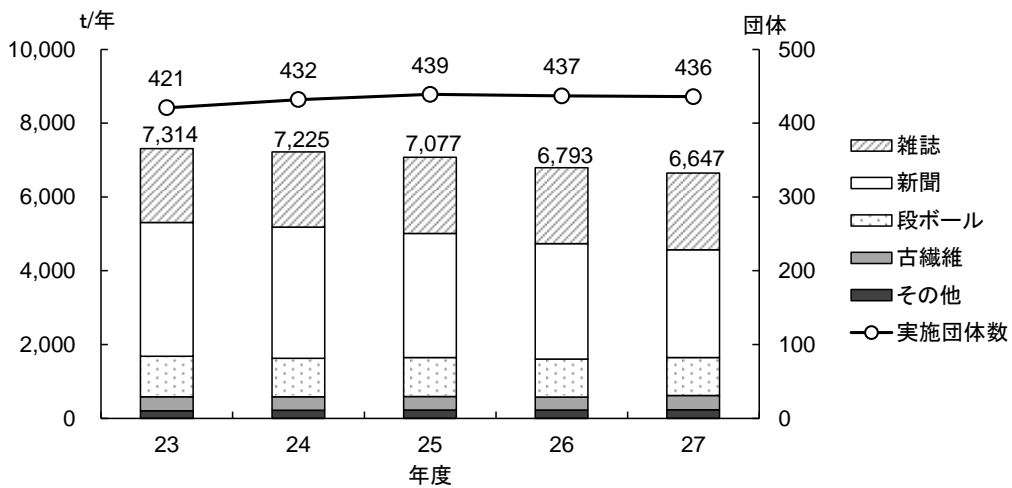
図表 3-14 集団回収への奨励金、補助金

また、集団回収実施団体数、回収量を図表 3-15、16 に示します。近年、団体数は横ばい、回収量は減少傾向となっています。回収資源の内訳は、新聞・雑誌・段ボールといった古紙類が多く、90%以上を占めています。なお、再生資源取扱業者数は 24 業者となっています。

単位：t

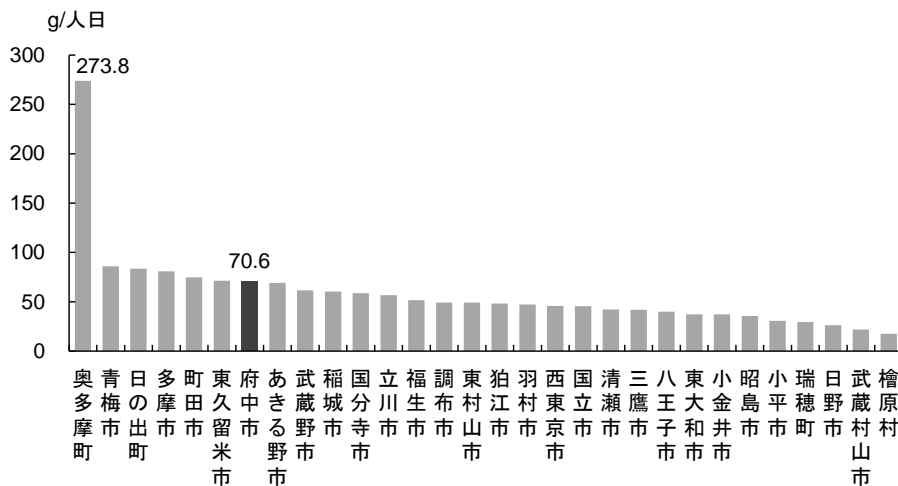
年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
古繊維	376	365	365	353	389	
新聞	3,628	3,554	3,368	3,131	2,920	
雑誌	2,006	2,042	2,062	2,054	2,078	
段ボール	1,097	1,045	1,058	1,031	1,029	
紙パック	20	23	25	25	24	
びん類	(本)	19,561	20,515	17,723	16,352	15,670
	(トン)	15	15	13	12	12
かん	173	180	186	187	195	
合計	7,314	7,225	7,077	6,793	6,647	
実施団体数(団体)	421	432	439	437	436	

図表 3-15 集団回収量・実施団体数の推移



図表 3-16 集団回収量・実施団体数の推移

平成 27 年度の回収量 6,647 トンは、1 人 1 日あたりに換算すると、70.6g/人日です。これは多摩地区の中では、7 番目に高い水準となっています。しかし、近年は新聞購読者数の減少などにより、回収量全体は減少傾向にあります。



図表 3-17 多摩地域における 1 人 1 日あたり集団回収量 (平成 27 年度)

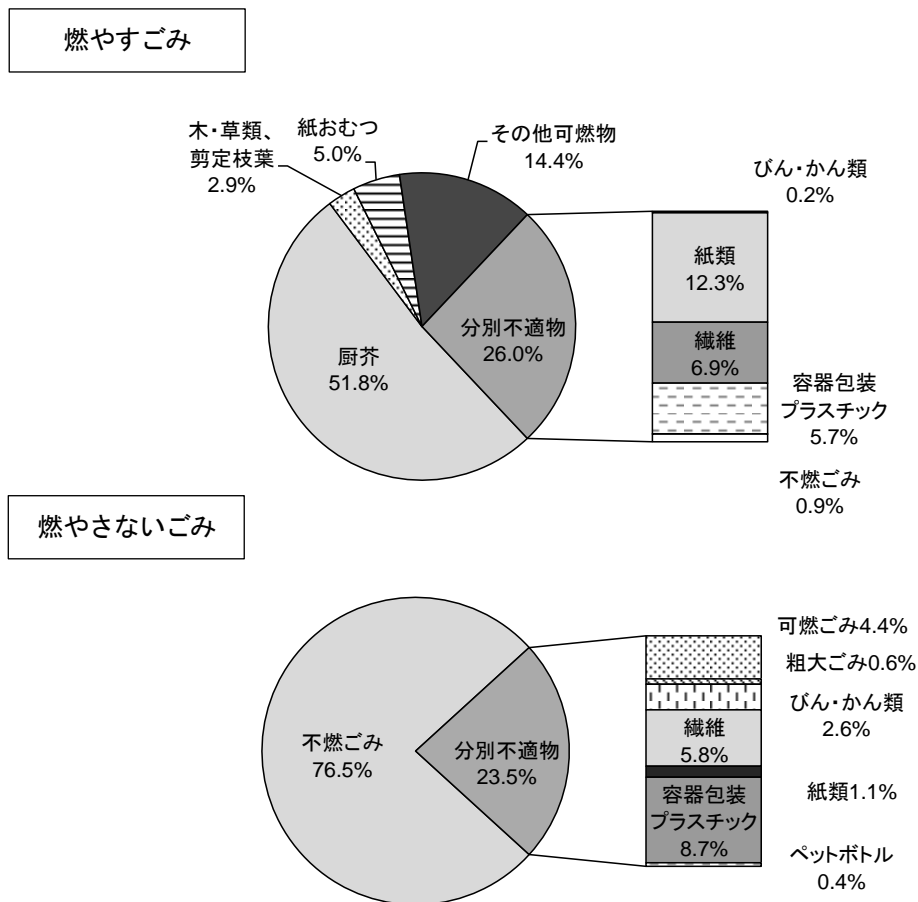
(4) ごみの組成

図表 3-18 のグラフは、平成 28 年 11 月に実施したごみの組成分析調査結果です。市内の戸建住宅地区、集合住宅地区、事業者地区から代表的な地区をそれぞれ選び、「燃やすごみ」、「燃やさないごみ」、「容器包装プラスチック」について内容を分析しました。

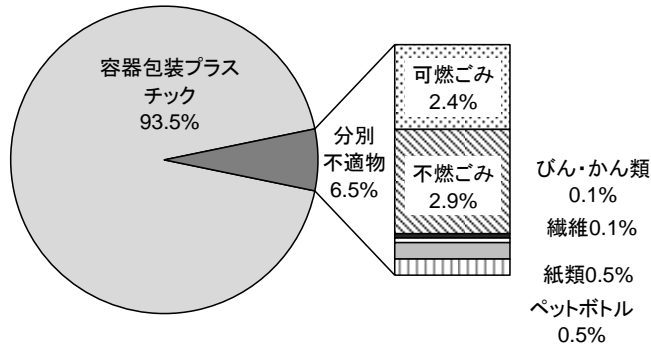
燃やすごみの約半分は生ごみ（厨芥）となっています。その他には、資源化できない紙などのその他可燃物が 14.4% となっており、紙おむつや木・草類、剪定枝葉も確認されています。一方、資源や燃やさないごみといった分別不適合物は 3 つのごみの種別の中で最も高く、26.0% を占めています。分別不適合物の中では、新聞や雑誌、段ボール、雑紙などの紙類が最も多く 12.3% となっています。また、繊維や容器包装プラスチックが 6~7%、不燃ごみやびん・かん類は 1% 以下となっています。

燃やさないごみについては、76.5% が正しく排出されています。分別不適合物は 23.5% となっています。分別不適合物の中では、容器包装プラスチックが 8.7% と最も多く、次いで繊維が 5.8% となっています。一部可燃ごみや紙類、粗大ごみも確認されており、分別の周知徹底が必要です。

容器包装プラスチックは適正排出されている割合が 93.5% と、3 つのごみの種別の中で最も高い結果となりました。分別不適合物の中では、不燃ごみが 2.9% となっており、次いで可燃ごみが 2.4% となっています。また、ペットボトルやびん・かん類、紙類、繊維などの資源物も、わずかですが混入しています。



容器包装プラスチック



平成 28 年 11 月 湿ベース組成
3 地区（戸建住宅地区、集合住宅地区、事業者地区）の平均値

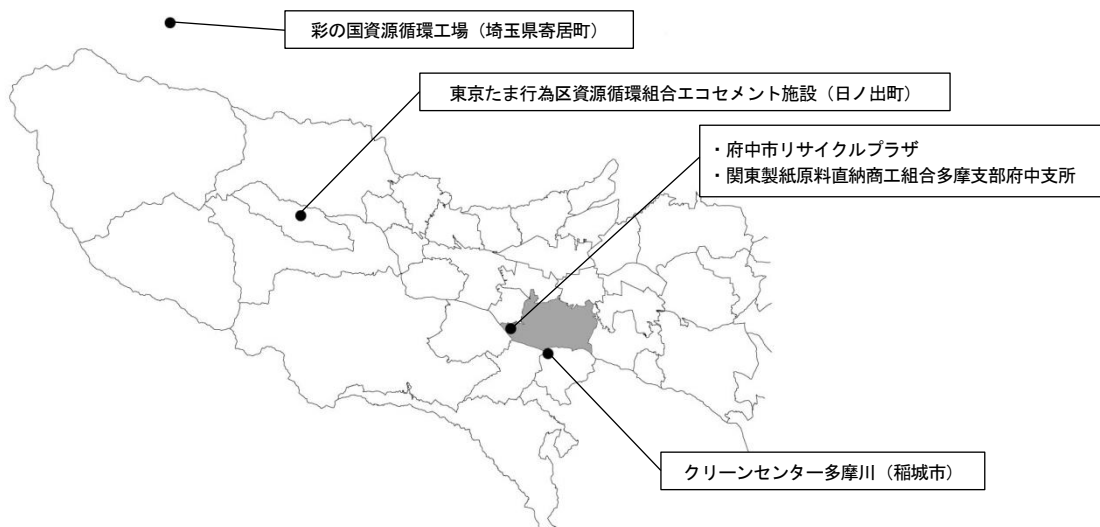
図表 3-18 各項目の組成調査結果

4 中間処理・リサイクルの状況

(1) 施設

本市のごみの焼却処理は、狛江市、稲城市、府中市、国立市で構成される多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で行われています。燃やさないごみ、粗大ごみ及びプラスチック、剪定枝の処理は、本市の府中市リサイクルプラザで行っています。資源のうち、古紙類・古布類は民間処理業者で選別・保管され、製紙工場等で再生されます。

なお、クリーンセンター多摩川の処理能力には限界があるため、本市の搬入割当量の超過分にあたる府中市リサイクルプラザから搬出される選別残渣（不燃系残渣）については、埼玉県寄居町にある民間施設の彩の国資源循環工場で熱分解ガス化改質処理によるリサイクルが行われています。



図表 3-19 府中市のごみ・資源を処理・リサイクルしている主な施設

ア 府中市リサイクルプラザ

平成 18 年度から稼働している府中市リサイクルプラザでは、燃やさないごみ、粗大ごみの破砕選別処理、びん・かん、ペットボトル、容器包装プラスチックの選別・圧縮・梱包処理等を行う総合的なリサイクル拠点施設です。

また、自転車や家具等の修理・再生事業も行っています。

所在地	府中市四谷6丁目58番地
敷地面積	20,542.66㎡
竣工	平成18年3月24日
処理能力	
布団処理ライン	0.3t/5時間
粗大・燃やさないごみ処理ライン	17.7t/5時間
容器包装プラスチック処理ライン	13.1t/5時間
びん処理ライン	9.2t/5時間
缶当金属処理ライン	9.2t/5時間

図表 3-20 府中市リサイクルプラザの概要

イ クリーンセンター多摩川

クリーンセンター多摩川は、一部事務組合である多摩川衛生組合（構成市：狛江市、稲城市、府中市、国立市）におけるごみの焼却、燃やさないごみ・粗大ごみ処理の機能を持つ総合施設です。

ごみの焼却エネルギーはボイラーに利用して発電を行い、余剰電力は電力会社に売電しています。平成 27 年度の発電量は年間 2 万 9 千メガワット（熱量換算で約 1 億 5 百万 MJ）となっています。

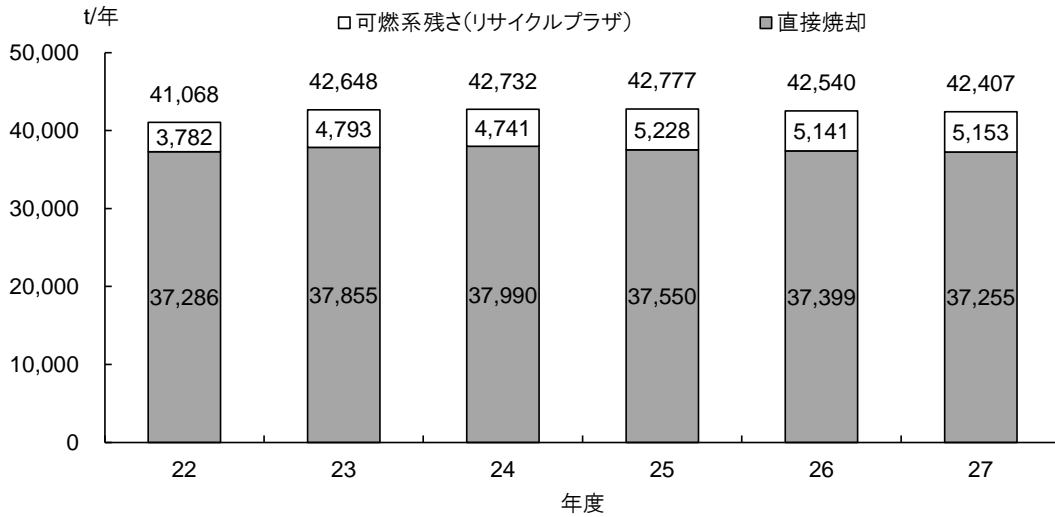
また、灰溶融スラグは建設・土木資材として有効利用していましたが、平成 28 年 7 月末日以降、灰溶融処理施設の稼働は廃止しています。

所在地	稲城市大丸1528番地
敷地面積	22,366.58㎡
竣工	平成10年3月
施設能力	
焼却能力	450t/日(150t/24h×3基)全連続燃焼式(ストーカ炉)
溶融能力	50t/日(25t/24h×2基)
発電能力	最大6,000kw/h(蒸気タービン方式)
余熱利用	場内給湯・冷暖房 場外への高温水(約130℃)の供給

図表 3-21 クリーンセンター多摩川の概要

(2) 処理量の実績

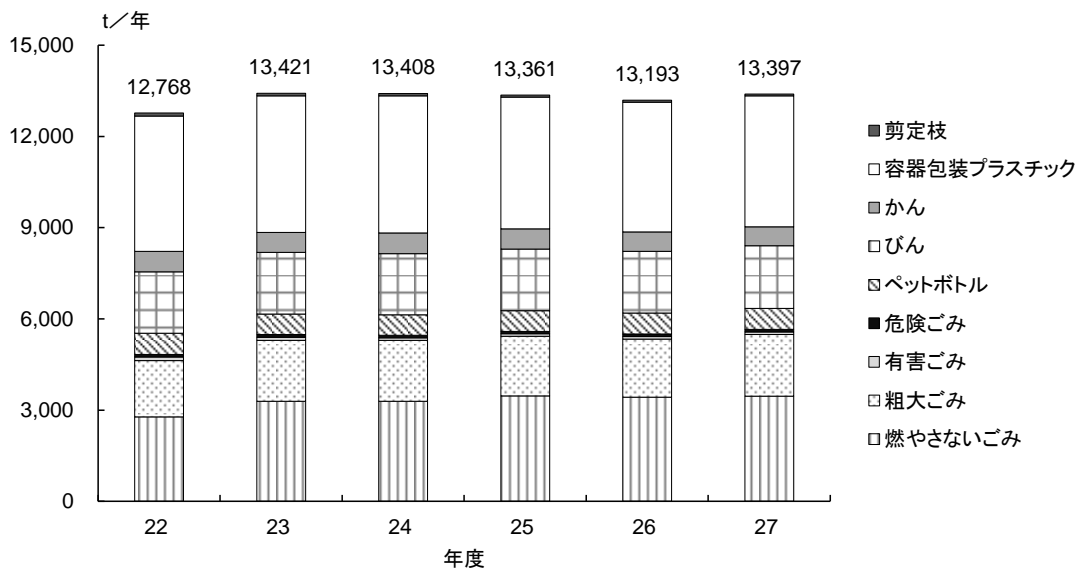
本市のごみの焼却処理量の推移を図表 3-22 に示します。平成 22 年度のダストボックスの廃止に伴い平成 23 年度に増加したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。



図表 3-22 焼却処理量の推移

府中市リサイクルプラザへの搬入量の推移を図表 3-23 に示します。平成 22 年度のダストボックスの廃止に伴い平成 23 年度に若干増加したものの、それ以降はほぼ横ばいで推移しています。

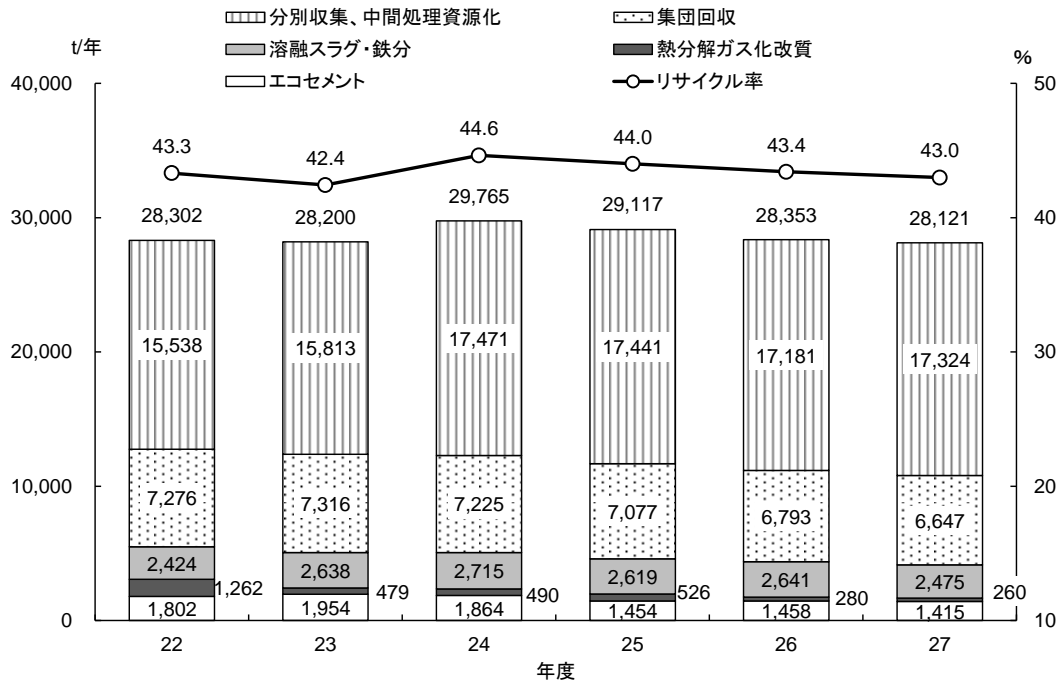
搬入品目の割合については大きな変化は見られません。



図表 3-23 焼却処理量の推移

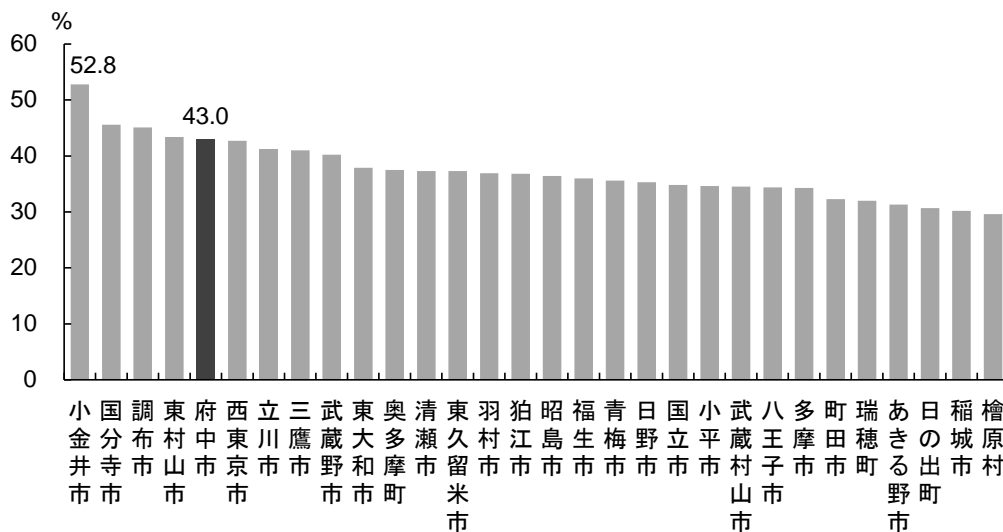
(3) リサイクル率

本市のリサイクル率及び資源化量の内訳の推移を図表 3-24 に示します。平成 24 年度にリサイクル率が上昇しましたが、その後は下降しています。また、資源化量のうち分別収集、中間処理後資源化量は増減を繰り返していますが、集団回収などのその他の項目は減少傾向となっています。



図表 3-24 リサイクル率の推移

平成 27 年度における本市のリサイクル率は 43.0%となっており、多摩地域の市町村の中で 5 番目に高い水準でした。



図表 3-25 多摩地域各市町村のリサイクル率

5 最終処分の状況

本市を含めた多摩地域 25 市 1 町のごみは、東京たま広域資源循環組合の谷戸沢処分場や二ツ塚処分場で埋立処分を行ってきました。

谷戸沢処分場での埋立は平成 10 年 4 月に完了しており、現在は、二ツ塚処分場での埋立処分が行われています。また、平成 18 年 4 月からは、埋立量を減らし焼却灰の有効利用を図るため、焼却灰をセメントとして再利用するエコセメント事業が開始されています。エコセメント化施設の概要を図表 3-26 に示します。

本市は、不燃残渣の搬入を行っていないため、埋立処分量はゼロとなっています。

所在地	西多摩郡日の出町大字大久野7642番地 (日の出町二ツ塚最終処分場内)
敷地面積	施設用地面積 約4.6ha
竣工	平成18年7月
施設規模	焼却残渣(注1)等の処理量 約300t (日平均)
	エコセメント生産量 約430t (日平均)
処理対象物	多摩地域25市1町のごみの焼却施設から排出される焼却残渣、溶融飛灰(注2)及び二ツ塚処分場に分割埋立(注3)された焼却残渣他

注1 焼却残渣: 焼却灰(焼却後の残渣物)及び飛灰(集じん機により捕集された排ガス中のばいじん)

注2 溶融飛灰: 灰溶融炉の排ガス中から、集じん機で捕集されたばいじん

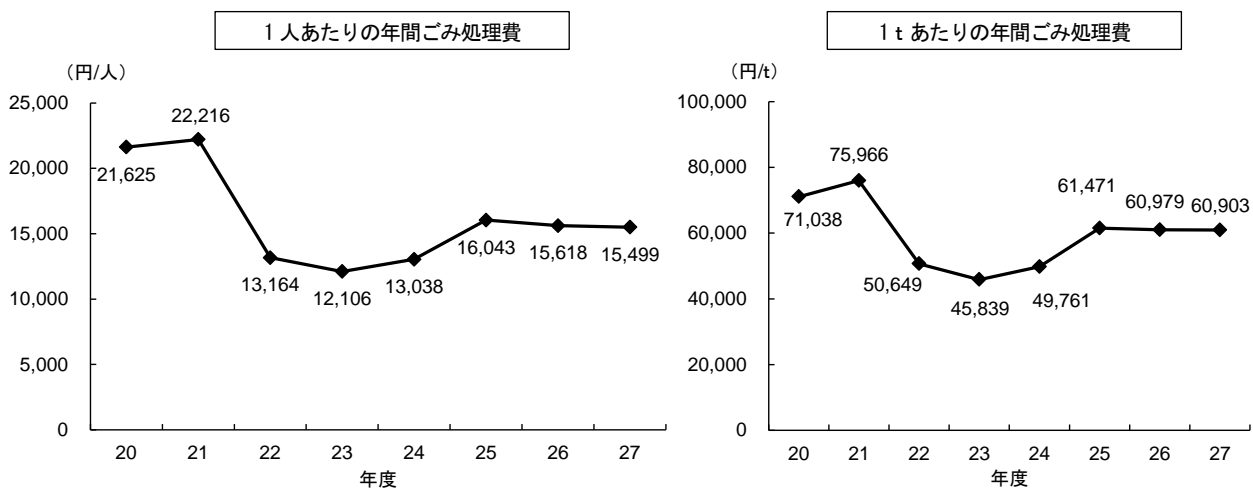
注3 分割埋立: 埋立てられた焼却残渣をエコセメント化施設稼働後に再処理(エコセメント化)を行うため、平成12年9月より焼却残渣と不燃物をそれぞれエリア分けし、埋立を開始。

図表 3-26 エコセメント化施設の概要

6 経費について

環境省一般廃棄物処理実態調査結果に基づき算出したごみ処理経費の推移を、図表 3-27 に示します。平成 27 年度の 1 人当たりの年間ごみ処理費は 15,499 円となっています。推移をみると、平成 22 年度に大きく減少しましたが平成 25 年度には増加し、その後は横ばい状況が続いています。

また、平成 27 年度の 1 t 当たりのごみ処理費は、60,903 円で、傾向は 1 人当たりのごみ処理費と同様です。



図表 3-27 ごみ処理経費の推移

単位:千円

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
行政区域内人口(人)	246,869	254,397	251,396	251,691	252,539	253,530	254,972	257,099
ごみ排出量(t)	75,150	74,397	65,340	66,470	66,169	66,169	65,303	65,428
建設改良費(組合分担金含む)	5,865	1,149	3,456	6,418	158,606	5,540	36,440	21,906
処理及び維持管理費 計(組合分担金含む)	3,269,311	3,268,386	3,305,934	3,040,529	3,134,057	3,690,242	3,766,899	3,869,028
その他	2,063,313	2,382,102	0	0	0	371,701	178,743	93,855
合計	5,338,489	5,651,637	3,309,390	3,046,947	3,292,663	4,067,483	3,982,082	3,984,789
1人当たりのごみ処理事業経費(千円/人)	21.625	22.216	13.164	12.106	13.038	16.043	15.618	15.499
1t当たりのごみ処理事業経費(千円/t)	71.038	75.966	50.649	45.839	49.761	61.471	60.979	60.903

図表 3-28 ごみ処理経費の推移

7 温室効果ガス排出量

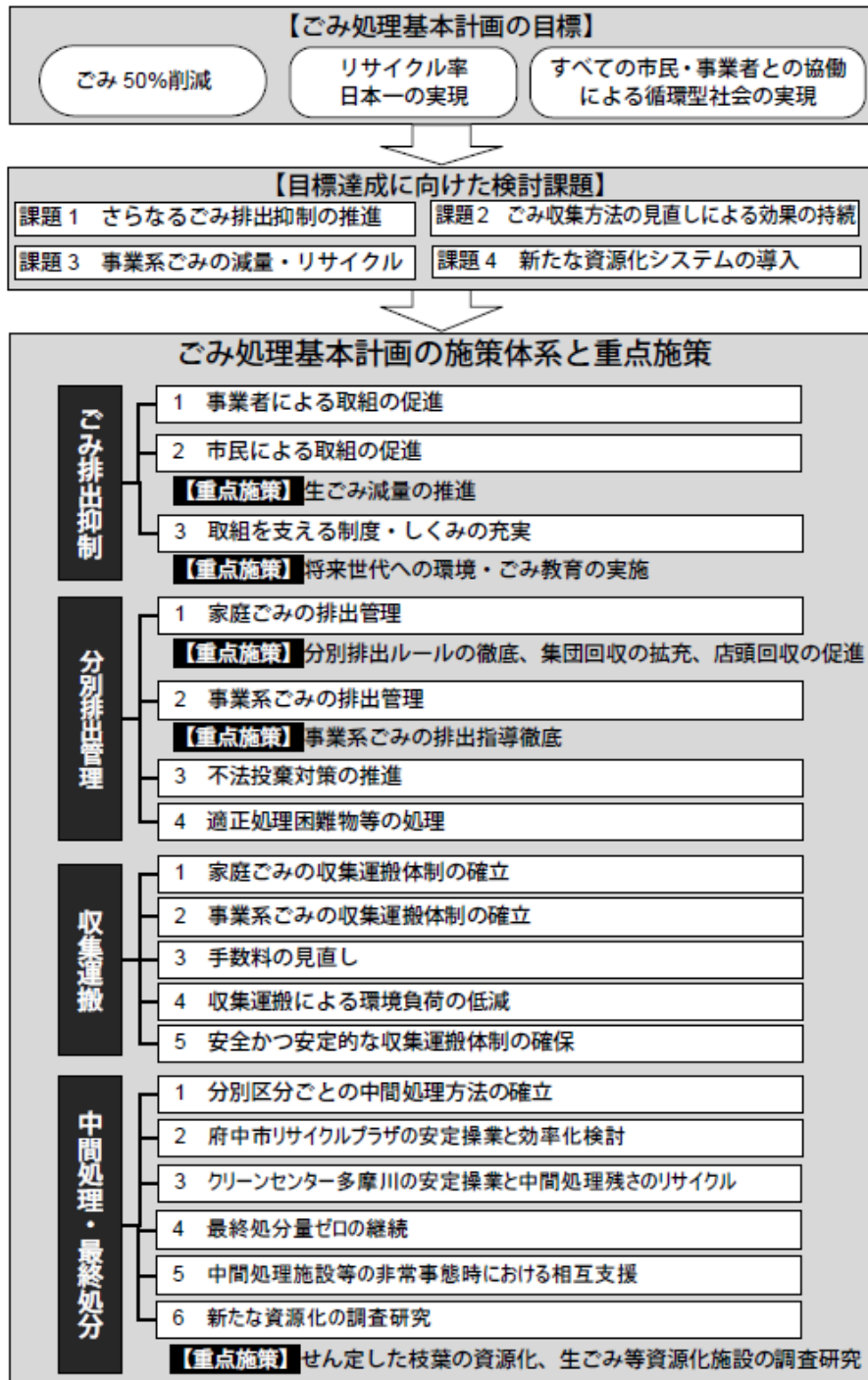
作成中

図表 3-29 温室効果ガスの推計値

第2節 ごみ処理・リサイクル事業の評価

1 平成22年度策定の一般廃棄物処理基本計画の達成状況

平成22年度に策定した一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度の10年間となっています。計画の基本的な枠組みとして3つの目標値、『ごみ50%削減』『リサイクル率日本一の実現』『すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現』とし、4つの検討課題を踏まえた上で「ごみの排出抑制」「分別排出管理」「収集運搬」「中間処理・最終処分」の各計画が定められています。(図表 3-30)



図表 3-30 平成22年度策定の一般廃棄物処理計画の施策体系

各施策の評価の概要を以下にまとめます。なお評価の詳細は資料編〇ページの資料〇を参照してください。

(1) ごみ処理基本計画の目標について

ア ごみ量

「家庭ごみの有料化、戸別収集の実施及びダストボックスの廃止」による削減効果は大きかったものの目標値である 50%削減に対して 37.1%と目標の達成には至りませんでした。

「ごみ減量化・資源化の推進」が第6次府中市総合計画の施策とされており、引き続きごみ量の削減を目指す方向性は維持しますが、削減目標については見直しも含め慎重な検討を行う必要があります。

イ リサイクル率日本一の実現

リサイクル率については、同規模自治体（約 240 団体）内で常に上位に入っていますが、リサイクル率 1 位の団体とは常時約 10 ポイント程度の差があり、1 位の実現は相当難しいものと考えられます。引き続きリサイクル率を目標に設定するのか、また、その場合どのような数値目標を設定するのかについて、慎重な検討を行う必要があります。

ウ すべての市民・事業者との協働による循環型社会の実現

府中市ごみ減量等推進市民会議や府中廃棄物処理事業協同組合打合せ会（七社会）など、市民・事業者とは常設の会議等を通じて協働を行いました。市の総合計画においても重点プロジェクト「市民が主役のまちづくり」を掲げ、「市民協働」を市政運営の柱に据えている現状には合致した目標設定です。しかし、進捗管理が困難であり、継続する場合、その取扱いについては検討を行う必要があります。

(2) ごみ排出抑制について

事業者による排出抑制の取組としては、事業者への容器包装使用量の削減等の働きかけについては行ったものの、リサイクル推進協力事業者制度の見直し及びエコアクション 21 取得の呼びかけについては実施できませんでした。市民や市民団体によるリユース活動の支援を行うとともに、重点施策としていました市民による生ごみ減量の推進のため、生ごみ処理装置の購入補助事業の継続や生ごみ資源循環モデル事業を行いました。補助申請については若干停滞しています。将来世代への環境・ごみ教育として、フリーマーケットなどのイベントや施設見学会等の開催、地域説明会など行いましたが、地域ごみ対策推進員については年々減少傾向があり、増加する仕組みを検討する必要があります。

(3) 分別排出管理について

分別排出ルールを徹底するため平成 27 年度より指導係を新設して詳細な指導を行いました。集団回収の拡充のため奨励交付金や事業者奨励金について継続しました。在宅医療廃棄物の対象方法については現状、個別回答となっており、検討を進める必要があります。

(4) 収集運搬について

収集運搬体制の効率化のために行政と事業者間での定期的に打合せを行っており、低公害車の導入についても継続して行っています。家庭系及び事業系ごみの処理手数料の見直しについて実施できませんでした。

(5) 中間処理・最終処分について

クリーンセンター多摩川の安定操業についても、構成市として働きかけを行いました。

府中市リサイクルプラザについては、自転車や家具の修理・再生品の販売を含め安定操業を維持しており、剪定枝再資源化処理事業も開始しました。また、平成28年度までの生ごみ資源循環型モデル事業を終了し、その成果を踏まえ、今後の事業形態を検討する必要があります。

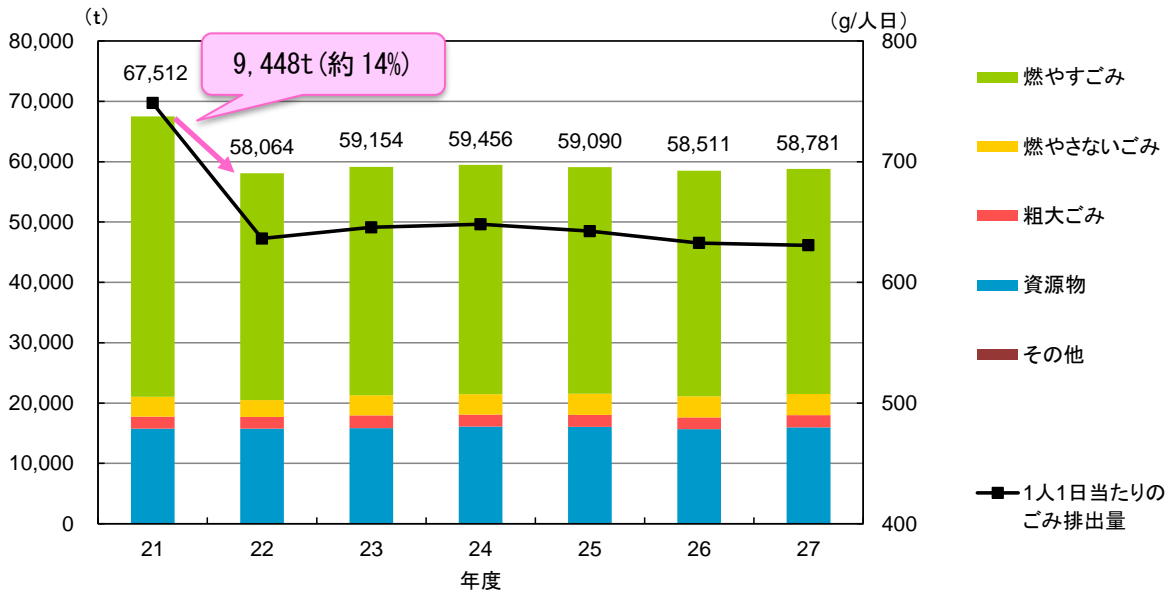
なお、最終処分量ゼロは継続しています。

第3節 ごみ処理基本計画見直しに向けた課題

1 排出段階における課題

(1) 減量推移の鈍化

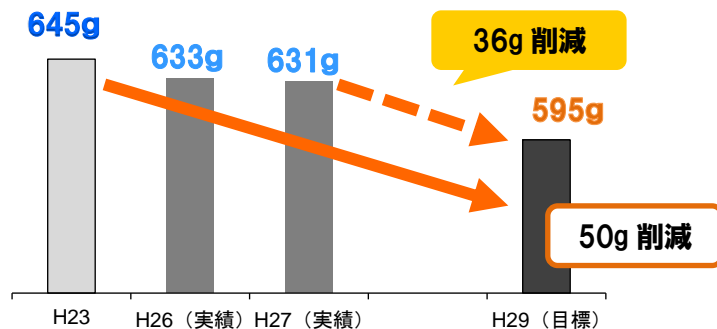
本市では、平成22年2月に「ごみ改革（ごみ袋の有料化、戸別収集の開始、ダストボックスの廃止）」を行いました。前計画の目標の一つである「ごみ50%削減」については、翌年度の平成22年度で9,448tの削減、約14%（総ごみ量）減と大きく減ったものの、平成23年度以降はほぼ横ばいとなっており、前計画で掲げた目標の50%削減に到達していません。



1人1日あたり排出量については、各年4月1日現在の人口で作成

図表 3-31 ごみ量及び1人1日あたりのごみ排出量の推移

また、第6次府中市総合計画に平成26年度から平成29年度の目標として掲げた、平成23年度における1人1日あたりのごみ・資源物量645gからの50g削減についても、平成27年度現在631gと14g削減となっており、目標である595gの達成に向けては、より一層の削減への取組が求められています。



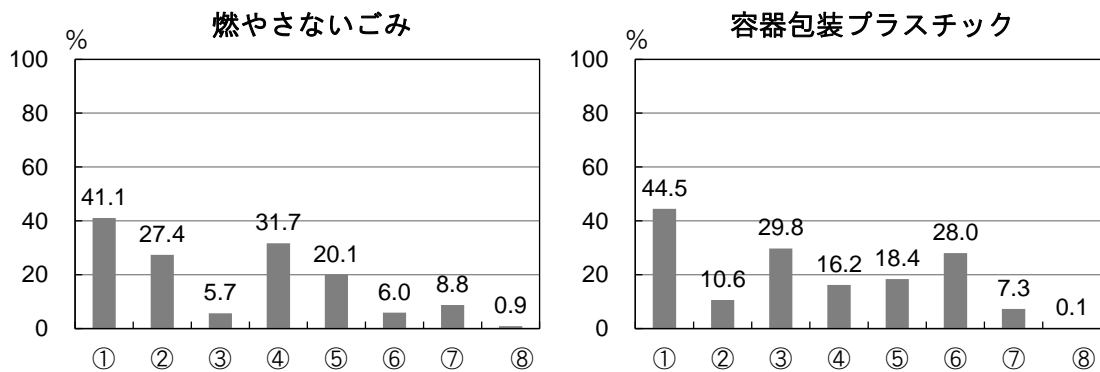
図表 3-32 目標の達成状況

(2) 分別の徹底不足

ア 分かりにくい分別基準（燃やさないごみ、容器包装プラスチック）

市民アンケート調査において、各分別品目について困っていることを質問したところ、ほとんどの項目で「1. 困ることなく分別できる」と回答した割合が 70%を超えたものの、「燃やさないごみ」及び「容器包装プラスチック」については 40%台と低い結果となりました。理由として、「燃やさないごみ」は「4. 素材が分からないものがある」、「2. どの分別区分に該当するか分からない」、「容器包装プラスチック」は、「3. 手間である（洗う、束ねる等）」、「6. どこまで汚れを取ったら良いか分からない」といった意見が多く、該当する分別区分や洗浄の程度等といった基準の分かりやすい解説やその周知が必要です。

問 2 以下の品目について、分別の際に困っていることはありますか。ある方は、その理由としてあてはまるものをそれぞれお答えください。（それぞれ〇は3つまで）。



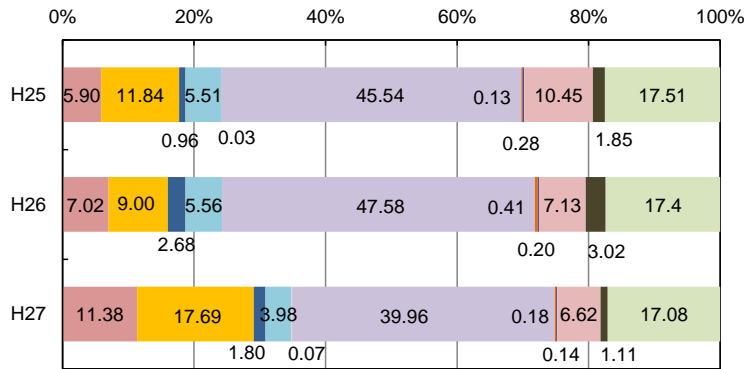
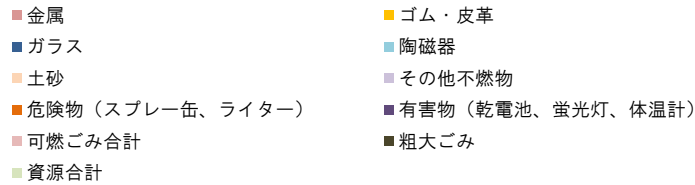
- | | |
|-----------------------|------------------------|
| ① 困ることなく分別できる | ② どの分別区分に該当するか分からない |
| ③ 手間である（洗う、束ねる等） | ④ 素材が分からないものがある |
| ⑤ 異なる素材がくっついていて分けられない | ⑥ どこまで汚れを取ったら良いか分からない |
| ⑦ 収集日までの保管場所がない | ⑧ このごみは普段出さない/出したことがない |

図表 3-33 市民アンケート（問2）結果

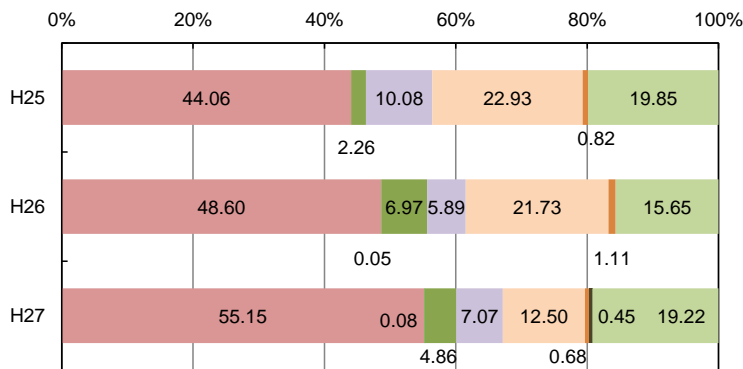
イ 資源物の混入

ごみの組成分析調査において、平成 25 年度以降燃やさないごみに含まれる燃やすごみの割合は減少しているものの、資源については一定の割合を占めており、中でも「容器包装プラスチック」が多く混入しています。また、燃やすごみについても、資源物の混入割合が約 16~20%となっており、特にその他雑がみや新聞紙等が混入しています。

雑がみについては、市民アンケート調査においてどのように排出しているか質問を設け、その結果、「1. 雑誌・雑がみの日に出している」が 75.0%を占めたものの、「2. 燃やすごみの日に出している」という回答も 19.6%を占めました。その理由としては、「3. 量が少ない」（49.0%）が最も多く、次いで「1. 何が雑がみか分からない」（26.1%）となっており、資源化可能なものについては、少量であっても適切に分別排出し、資源物の回収量の向上と資源化を進める必要があります。

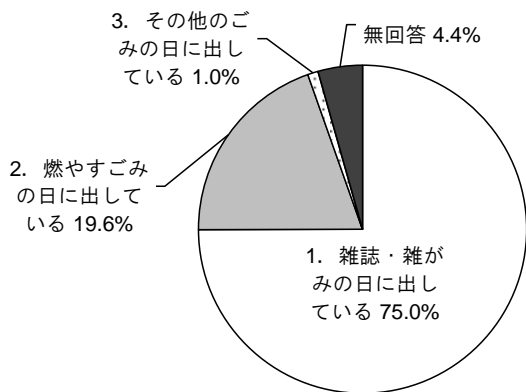


図表 3-34 組成分析調査結果（燃やさないごみ）

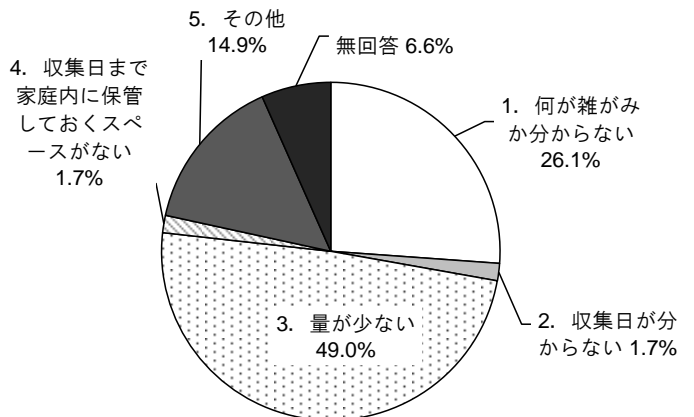


図表 3-35 組成分析調査結果（燃やすごみ）

問 5-1 はがきやトイレトーパーの芯、封筒、メモ用紙などの雑がみは、どのように出していますか。（○は1つ）



問 5-2 [問 5-1 で 2、3 に ○ を つ け た 方] その理由は、次のどれですか。（○は1つ）



図表 3-36 市民アンケート（問 5）結果

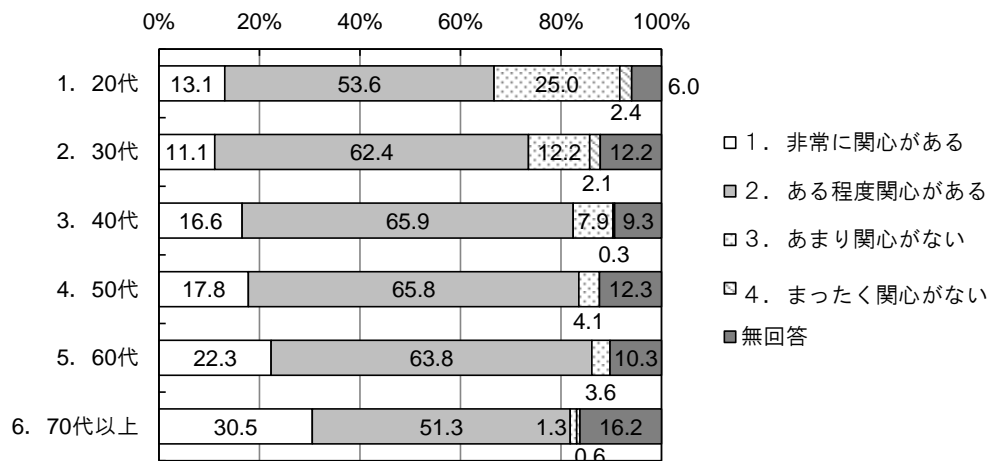
ウ 減量化の徹底不足（厨芥類）

ごみの組成分析調査により、燃やすごみ中の厨芥について、ごみを乾燥させる前後の重量で比較した結果、乾燥前は約 266g あったのに対し乾燥後は約 49g となり 80%減となりました。主な要因は水分であるため、排出時の水切りが不十分であると考えられます。水切りを広く浸透させることで、さらなる減量の可能性があります。

(3) 啓発・情報周知の不足

市民アンケート調査において、ごみの分別や 3 R に対する関心を質問し、年齢層で比較したところ、年齢層が高いほど「1. 非常に関心がある」、「2. ある程度関心がある」と答えた割合が高くなりました。「3. あまり関心がない」、「4. まったく関心がない」との回答は 20 代～30 代でやや多くなっています。府中市人口ビジョンによると、本市における転入者は毎年 15,000 人前後となっており、中でも 20 代～30 代が多いことから、他部門と連携して転入者に対する啓発や情報の周知の徹底を行う必要があります。

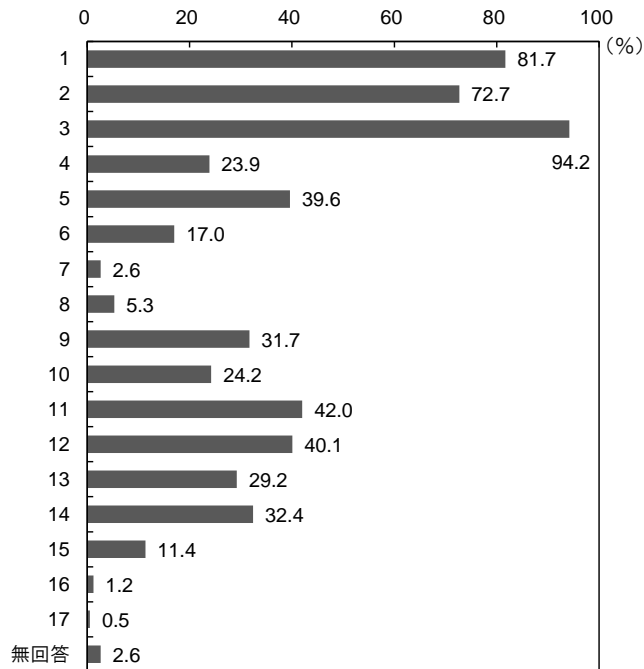
問1 あなたは、ごみの分別や 3 R にどの程度関心がありますか。(〇は 1 つ)



図表 3-37 市民アンケート（問1）結果

市民アンケートにおいて、市が行っている施策の認知度を質問した結果、「3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行」という回答が 94.2%と最も多く、ついで「1. 広報誌「広報ふちゅう」でのお知らせ」が 81.7%、「2. ごみの情報誌「府中のごみ」の発行」が 72.7%と情報提供等に関わる施策が高くなっています。しかし、多くの施策はいずれも 50%以下となっており、市民の参画を進めるためにも様々な取組の情報周知も不可欠です。

問7 市が行っている以下の施策について、知っているものをすべてお選びください。（〇はいくつでも）

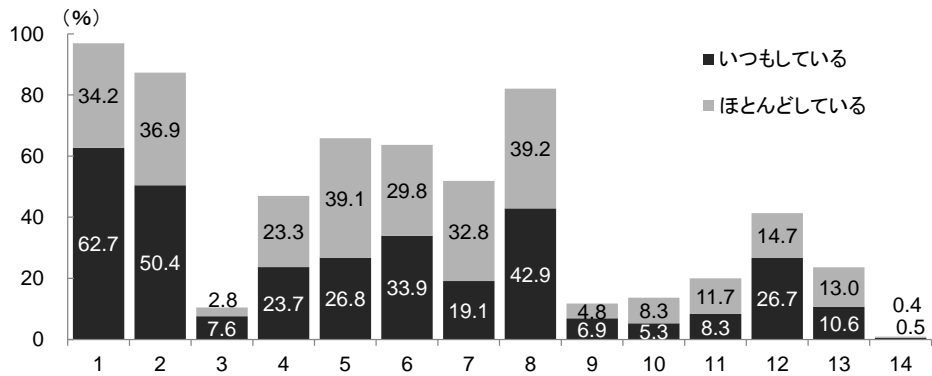


- | | |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1. 広報紙「広報ふちゅう」でのお知らせ | 2. ごみの情報紙「府中のごみ」の発行 |
| 3. ごみ・資源物の出し方カレンダーの発行 | 4. 生ごみ処理機器等の購入費補助 |
| 5. 資源物回収事業（集団回収）の実施 | 6. ごみ処理施設見学会の実施 |
| 7. 親子3R教室の実施 | 8. ごみ減量・3R推進大会の実施 |
| 9. 府中リサイクルフェスタや府中環境まつりの実施 | 10. 再生可能な自転車の修理・販売 |
| 11. 生活用品活用事業（リサちゃんショップけやき） | |
| 12. 再生可能な家具等の販売（リサちゃんショップけやき） | |
| 13. 再生家具即売会（府中市リサイクルプラザ） | 14. 家庭用廃食油の回収（サンデーリサイクル） |
| 15. 小型家電宅配回収（国の認定事業者との連携事業） | 16. 知っているものはない |
| 17. その他 | |

図表 3-38 市民アンケート（問7）結果

また、ごみの分別や3Rへの取組状況を質問した結果、「1. ごみの分別をきちんとしている」、「2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている」については比較的行っている割合が高いものの、組成調査結果などからもその効果が十分ではないと考えられます。また、「4. マイ箸やマイボトルを使っている」、「6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない」等の日常生活で取り組みやすい項目について、実施割合が高いとは言えない状況にあり、取組の拡大に向けた施策を強化する必要があります。

問3 ごみの分別や3Rについて、現在どのようなことにどの程度取り組んでいますか。(それぞれ〇は1つ)

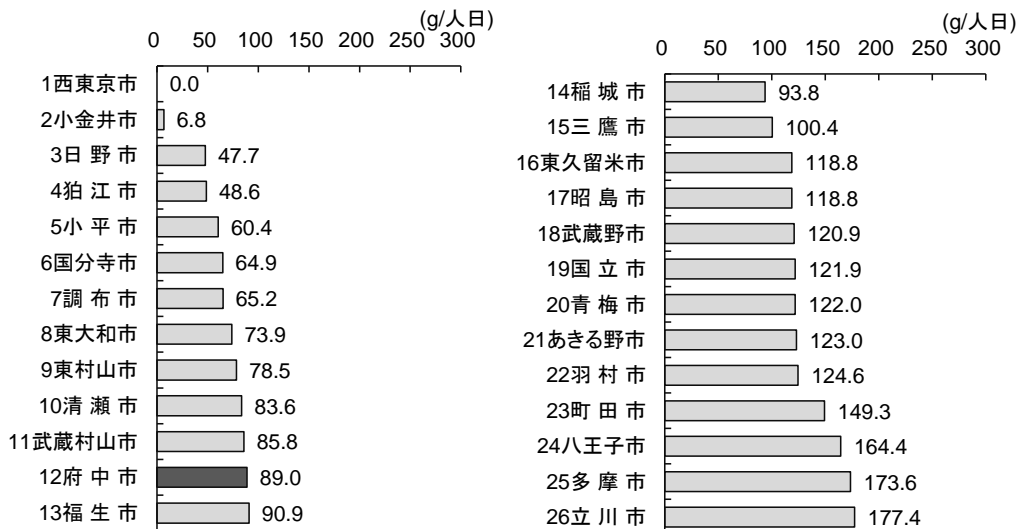


1. ごみの分別をきちんとしている
2. 生ごみを出すときは水気を切るよう努めている
3. 生ごみ処理機などを使用し、減量・堆肥化している
4. マイ箸やマイボトルを使っている
5. 食材を買いすぎないようにしている
6. マイバッグを持参し、レジ袋をもらわない
7. 使い捨てでなく、長期間使うことのできる商品を選んでいる
8. 詰め替えタイプや繰り返し使用できる商品を選んでいる
9. 小型家電の宅配回収を活用している
10. 不用品はフリーマーケットやリユースショップへ出すなど、リユース（再使用）に努めている
11. 簡易包装など、ごみ減量・資源化に取り組んでいる店舗から買い物をするように努めている
12. 食品トレイや牛乳パック、ペットボトルなどの資源品は、できるだけ販売店へ返却している
13. 地域のごみ減量・資源化の取組みに積極的に参加している
14. 親子3R教室や環境講座へ積極的に参加している

図表 3-39 市民アンケート（問3）結果

（4）事業系ごみの資源化の推進

近年、事業系ごみの排出量は微減傾向にあり、平成26年度における排出原単位は多摩地域26市の中では12番目で90g/人・日を下回っています。家庭系可燃ごみと一緒に収集される少量排出事業者からの事業系ごみ（事業系指定袋で排出されているもの）を対象に搬入状況を調査した結果、その他雑がみを含む紙類やプラスチック類等の資源化可能物が混入しており、その割合は最大で15%となるなど、事業系ごみの資源化の推進を進める必要があります。



図表 3-40 多摩地域26市における比較（平成26年）

(5) 事業系ごみの分別、適正排出の推進

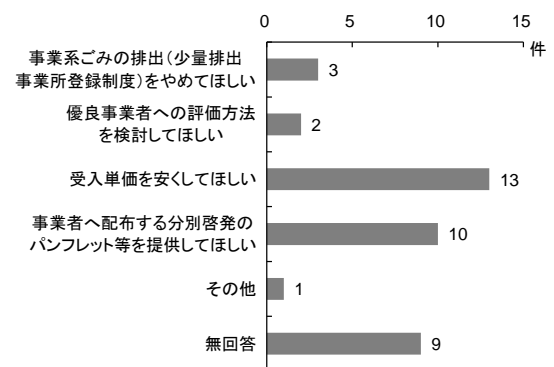
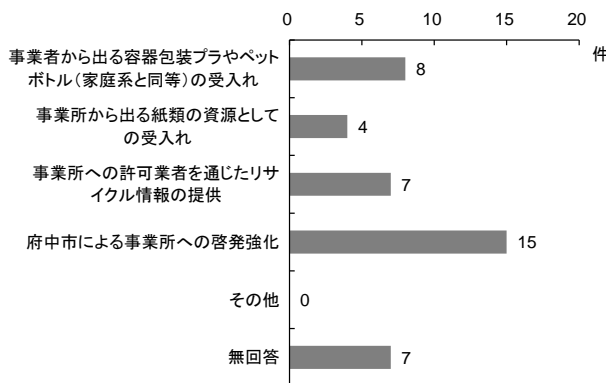
一般廃棄物収集・運搬業の許可業者へのアンケート・ヒアリング調査の結果から以下のような状況があることが分かりました。事業系ごみは許可業者により処理施設へ搬入されていますが、搬入の際、分別が不十分な場合は搬入できないため、許可業者も自主的に排出事業者へ分別排出を随時呼びかけている状況です。近年、事業系ごみの分別状況は良好になってきており、排出事業者のリサイクルに向けた取組も積極的に進められています。しかしながら、排出者が事業者の顧客に該当する飲食店やコンビニでは店舗等において一度排出されたものを再分別することができないため、継続して分別が悪い傾向が見られます。

また、多摩川衛生組合における処理費用や分別ルール等の変更情報が排出事業者には十分伝わっていないケースもあり、処理費用増額に伴う価格交渉が必要な場合、多摩川衛生組合と周辺自治体との処理費用（単価）の差等について排出事業者の理解が得られにくい状況が生じています。その他、廃棄物処理法を逸脱した収集が行われている事例もあると考えられます。

これらに対する行政側としての状況確認や指導、啓発の強化が必要であると考えられます。

問4 事業系一般廃棄物の3Rを進めていく上での問題点について、該当するものすべてに○をつけてください。その他にもご意見があればお書きください。

問5 府中市への要望について、該当するものすべてに○をつけてください。その他にもご意見があればお書きください。



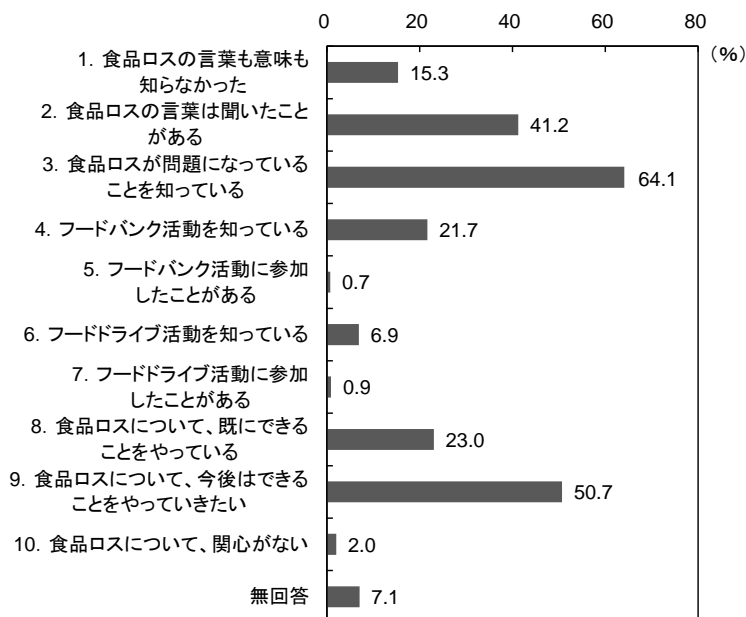
図表 3-41 許可業者アンケート（問4、5）結果

(6) 新たに取り組むべき課題

近年、国や各自自治体等において食品ロス削減に向けた取組が推進されていることを受け、今回の市民アンケートでは、食品ロスやフードバンク、フードドライブ活動についても質問を設けました。その結果、「3. 食品ロスが問題になっていることを知っている」との回答が60%を超え、関心の高さがうかがえます。

また、フードバンク活動やフードドライブ活動への参加経験の割合は少ないものの、「9. 食品ロスについて、今後は出来ることをやっていきたい」との回答が50%を超えており、市民や事業者とともに積極的に取り組むことで、ごみの減量につながる可能性があります。

問 11 食品ロスについて、該当するものをすべてお選びください。(〇はいくつでも)



図表 3-42 市民アンケート（問 11）結果

2 収集運搬に関する課題

家庭系ごみの収集業務については、現在、戸別回収となっており民間事業者へ委託しています。今後についても、事業者との定期的な協議の継続を通じ、効率的な収集運搬と環境負荷の低減への取組が必要です。

3 中間処理に関する課題

(1) 焼却施設

本市の可燃ごみは多摩川衛生組合のクリーンセンター多摩川で焼却処理を行っています。灰溶融施設については平成 28 年度中に廃止し、スラグの生産を終了しました。そのため、現在は焼却処理で発生した灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。

今後については、稼働から 19 年が経過するクリーンセンター多摩川の老朽化の状況を踏まえた施設延命化工事も注視しながら、引き続き安定操業に向けた取組を行っていく必要があります。

(2) リサイクル施設

府中市リサイクルプラザは平成 18 年から稼働しており、安定操業の継続に向けて設備のメンテナンスや定期点検を実施し、設備更新の際には効率化を踏まえた検討を行う必要があります。

4 最終処分に関する課題

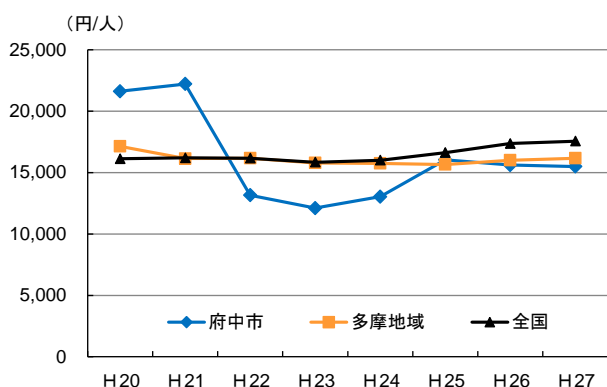
最終処分量については、中間処理施設において生産したスラグの有効利用先の確保が困難となっていました。平成 28 年度に灰溶融施設におけるスラグの生産廃止しており、その後については焼却灰及び飛灰の全量を東京たま広域資源循環組合に搬入し、エコセメント化を行っています。今後も最終処分量ゼロを継続するとともに、エコセメントの有効利用先の確保については注視する必要があります。

5 廃棄物処理費用に関する課題

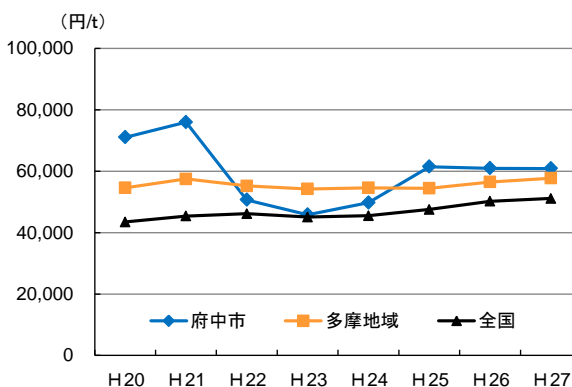
1人あたりの年間ごみ処理費の推移をみると、平成 22 年度に大きく減少しましたが平成 25 年度には約 3,000 円増加しています。全国や多摩地域に比べると、近年は低く抑えられています。

また、1t あたりのごみ処理費の推移をみると、平成 22 年度に大きく減少し平成 25 年度に増加する傾向は 1人あたりのごみ処理費と同様ですが、近年については全国や多摩地域とあまり差がない状況にあります。

今後も効率的な清掃事業を継続することにより、市民 1人あたり及び 1t あたりの処理経費を抑制し、市財政や市民への負担軽減に努める必要があります。



図表 3-43 1人あたりの年間ごみ処理費の推移



図表 3-44 1t あたりの年間ごみ処理費の推移

1人あたりのごみ処理費 (円/人)							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
府中市	21,625	22,216	13,164	12,106	13,038	16,043	15,618
多摩地域	17,140	16,147	16,169	15,786	15,756	15,664	16,005
全国	16,122	16,201	16,176	15,844	16,009	16,628	17,365
1t あたりのごみ処理費の推移 (円/t)							
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
府中市	71,038	75,966	50,649	45,839	49,761	61,471	60,979
多摩地域	54,627	57,485	55,222	54,257	54,609	54,480	56,510
全国	43,487	45,405	46,181	45,070	45,522	47,577	50,226

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）に基づき算出

図表 3-45 年間ごみ処理費の推移

